

昭和三十三年三月十八日招集
第一回市議会定例会の議録

昭和三十三年館山市議会才一回定例会会議録(才四日)

一 昭和三十三年三月十八日午前十時館山市議会才一回定例会才四日
館山市役所分館會議室に招集

一 出席議員(三十二名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 一 番 | 石井 潔 | 二 番 | 高橋文治 |
| 三 番 | 伊勢仙之助 | 四 番 | 小浜光義 |
| 五 番 | 後藤ゆき | 六 番 | 秋山万次 |
| 八 番 | 金木久一 | 九 番 | 安西政治 |
| 一〇番 | 田中禄郎 | 一一番 | 脇田順一 |
| 一二番 | 吉田勇治郎 | 一三番 | 小沢太助 |
| 一四番 | 甲村良五 | 一五番 | 小谷無違 |
| 一六番 | 田村茂兵衛 | 一七番 | 嶋貫壮作 |
| 一八番 | 佐久間為次郎 | 一九番 | 黒川佐太郎 |
| 二〇番 | 山口房治 | 二一番 | 萩生田七郎 |

二三番 福岡保徳 二四番 山本昇

二五番 松本藏太郎 二六番 可世木芳蔵

二七番 鈴木孝 二九番 遠山ヨネ子

三〇番 磯辺周雄 三一番 大野清五郎

三一番 望月暉作 三三番 田中忍蔵

三四番 飯田義雄 三五番 嶋田繁

一 欠席議員(三名)

七番 鈴木市蔵 二二番 小沢恵太郎

六番 山口康

一 法才二百三十一條による出席説明員

市長 田村利男

助役 小出武男

収入役代理 眞田森吉

総務課長 宛戸貴

保險課長

唐沢貞太郎

商工水産課長

羽山房雄

送管書記長

渡辺 茂

建設課長

新井重助

農産統計課長

吉田耕一

秘書課長

山谷珣昶

福祉事務所長

長谷川広治

厚生課長

神作啓次郎

戸籍課長

高木哲三

税務才一課長

山口 実

税務才二課長

伊藤幸太郎

診療所事務長

池田亮山

消防署長

安藤亀吉

警備委員会教育長

工藤和平

警備委員事務長

鶴沢貫覚

監査委員

関 武天

一本議会の事務局長、書記および職員

事務局長

高梨清一

書記

太田博雄

職員

畑中弘敬

同

山口晴之

一昭和三十三年館山市議会才一回定例会議事日程(才四号)

昭和三十三年三月十八日午前十時開議

日程才一議案才二号乃至才二二号 質疑応答

一本日の会議に付した事件

日程才一議案才二号乃至才二二号 質疑応答

議長(石井潔君)本日の上席議員数二十八名、これより才一回定例

会才四日の会議を開会いたします。

○議長(石井深君)本日の議事はお手許に配布の日程表によつて行います。

議事に先立ちまして当局よりオニト号議案に誤字脱字がありますのでこれを訂正いたしたいという甲出がありましてので説明をいたさせていただきます。

○総務課長(兒戸貴君)はなはだ甲わけでございますがオニト号議案の四十四ページ四十九ページ一番はじめのグラフのところ
に誤謬脱漏がございますので御訂正をお願いします。

まず四十四ページをお聞きねがいたいと思います。一番上の交際費というところの付記の横でございますがここに市長交際費と書くべきのが落ちましたので御記入をねがいたいと思います。

つぎは四十九ページの五から三番目の欄に十節交際費と
いう付記の欄に市長交際費となっておりますがこゝは市
の交際費の違いでございましてので市長の長の字をお消
しになつていただきたいと思います。

一番はじめの予算構成グラフというのがありますがこの
文入文出というまん甲の丸い欄がありますがこの数字を
二億五千九百三十一万九千七百五十円と訂正をお願いします。
文入も文出も同じ数字でございます。

議長(石井潔君) 日程オー議案オ三十号ないー三十三号を一括議
題といたします。

審議の方法についてお諾りいたします。

ただいま議題となりまして三議案を三分一としてまず
二十号の一般会計予算を文入と文出にわけ特別会計

のオニ十二号オニ十二口方を一括してまずオニ十二口方議案の
オニ十二の方よりこれを議したかどうかと思ひますが
御異議ございせんか。

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議ナシと認めます。

よって決定いたしました。

なお御発言のありページをお示下されるようにとくに
おねがい申上げます。

○七番(嶋貫壮作君)ただいま御訂正になりました交際費が
訂正されない前は妙な感じに襲われたんですが交際費
について少くお尋ねしてみたいと思つております

毎年そうであります。算定する資料がありません。そ
こでことしは市長さんも四年間の任期がひとまず切
れるわけでありませうか。その意味からいってもしも少

―明瞭にしておく必要があるろうと思ひますのでつぎのことをお尋ねいたします。

オ一点は市長があつかつておるものかどうかといふことそれとも市長の属僚のうちで手分して扱つておるものであるか。

それからこゝらを検討するに足る資料の御提呈をおねがひたい。こゝう考えます。例えて甲上げますならば昭和二十三年度はこゝういふふうに使つたといふんでも構ひません。昭和三十三年度にはこゝういつて使うんだといつたやうな参考資料をおねがひしたいと思つております。この二点についてお伺ひいたします。

。助役(山本武男君) 嶋貫議員にお答えいたします。

御指摘の通り交際費が三本立になつております。そのうち市長交際費とその他と私どもは考えておるんでこ

でございますがその性格と申しますと一様に市長として市の振興のために使う費用であることについては御意見の通りでございます。ただ經理の面におきまして市長交際費はもっぱら市長が市の振興のために独自の采配によって使えるもので市の交際費の方はそれに類するものでございますが市長の独自のものというよりは一般經理の例に準じましてそれぞれ正當責任者、債務者に書類をもつて支払する方法をとらなければならぬない支出經理にしてあるわけでございます。

市長交際費その他の經理の計画と申しますかそれについて御質問でございますが内容につきましてはいくかの限りではございませんが一応参考に申し上げますと交際費の支出についてはいろいろな方法をとつてある例がございますが当市におきましては月別に支出の額

る基準において計画を秘書課において取扱か、てあります。市長交際費以外の交際費はそのつど市に對してと申しますか、市がやはり市政振興のために必要な外部の人たちの接待とか、そういう市の振興のための費用に、これぞ伺いを立てまして書類をもって支払いをしております。こういう形態でやっております。

。二七番(嶋貫壮作君)オ一点はわかりましたがオ二点に關しましてもうすこい尋ねいたします。

月別にやっておいでになるとすれば計画をお立てになるはずでございませう。その計画をお示しねがいたい。市長交際費であるからには内容の発表は、なくていいんだというふうなことがよくいわれておりますが、もちろん私もそれを否定するものではありませんが、予算案として提出されたものについて、われわれは発言力を

持ってあると思ひます。その意見でお尋ねするのであります。月別にやっておいでになるとすれば計画が立たなければならぬ。こう思ひますのでその計画を御発表ねがひたい。

。助役(小出武男君)月別と申しますのは計画ではないんで要するに市長は一年間任期が継続しますので差支えはないんですが途中で当事者が代るような場合を予想して前年、後年、四半期というふうな考え方をいまして前任者が大部分を使って後任者に引継ぐときはないという場合が間々あるんでございまして、こういふことを予防するために大体月割というものを基準にして考へるんであります。月はいくらという額はもちろん立ちません。と申しますのはその時々によりまして内容が違いますのでただある月にまとまって使っちゃうということを選

けるという考え方で月別ということをお申上げたんでその
月はいくらいくらということをお申上げたんではないのでご
ざいます。その点を……。

○七番(嶋貫壮作君)その点はわかりました。が予算である以上無計
画なものをおおせになるとは考えられないのであります。
少なくとも庁用交際費とかがそういうものについては内容
を内容を発表して下すっても差支えないと考えております。
その意味で申上げるのであります。がひとつ交際費に計画
性をもたせるといふ意味でぜひ御発表ねがいたいと思ひます。
当局から御発表がないようでありますから、並査委員の
関さんにおたずねしたいと思ひております。が前年度の発
表して差支えないものをおおねがひいたします。

それから市長交際費で発表のできないというものにつ
いては種々議論があると思ひますが、これは後回りに――

まゝでも発表できるものがあるはずで。それをい
つ発表していただきたいと思ひます。

○~~監査~~ 査委員(関武男君)市長交際費につきまゝでは市長独自の
便い途がございすと思ひますのでその点につきまゝ
ては監査委員としても一応発表を差控うべきと考へてお
ります。が市交際費とか市振興交際費ということにつきまゝ
ては正当債務者の領收書もございまゝではそれによつて支出
されておりますので発表しても差支えなないと思つてあり
ます。支出簿を取寄せそれをみまゝであつてお答えいた
したいと思ひます。が御了承がいたいと思ひます。(「承
りまゝ」と呼ぶ者あり)

○三番(伊勢仙之助君)交際費の償向がどうしたか市長交際費は
印刷違ひいふんですか前年度の市長交際費が七十万で今年
度は四丁万とあります。がなにか変へた意図があります

か。(直したんだと呼ぶ者あり)わかりました。

○三四番(飯田義男君)又此の教育費の需用費が大體二割増額になっておりますがこの需用費の増額は非常に結構なことです。がこれでもまだ需用費が満足でないといふことは各学校で同じく考えているだろうと思ひます。がここで問題になるのはP.T.A.会費が各学校とも非常に増高して最近ではP.T.A.会費も納入に困難な父兄も相当にあり世論はこのP.T.A.会費を減額せよといふ声があるんですが需用費がだんだんふえてくるに従つてP.T.A.の会費をどのように減額していくかと思ひがあるか。こつた問題についてまず教育長さんにお伺ひいたします。

もうひとつ百三十七ページに市庁舎積立金として一千万円計上してございます。市庁舎が飯山市の場合には非常に

老巧になつておりましてこれを早急に立てなければいけないということはおわかりつております。——か——ながら市庁舎というものは館山市の心臓でもある——市民が直接いろいろな用事を足——にくる窓口でもあります。従つて市民に直結したもつとも大事な庁舎でございますのでこの建設に当りましては市民の世論を徴してより立派に——かも早急に建てるということに考へて行かなければならぬと思ひます。

そこで市長は庁舎建設について市民一般の世論をとつていつ建てようか現構の点ではどのようにつくつたらいいか、あるいは設計等にあきましても市民のなかに広く募集してみることでもいいだらうと思ひますがこれらのごことを市長は将来やつて行く意思があるかないか、この二点を伺ひたいとします。

○教育長(工藤和平君)飯田議員のオ一点にお答えいたします。

P.T.Aの負担軽減という問題は全国的な問題でございますのでゆいゆいといた—ま—でもできるだけこいを軽減—たい。かような気持ちのもとに昨年度と本年度の需用費に加えてさらに飛躍的に二割だけ増額をおねがい—たいゆけでございます。従い—ま—てこの分だけでも各地区のP.T.Aにおいて負担を軽減させたい。こういう熱望を持っております。

○市長(田村利男君)市庁舎問題でございますが市庁舎建設ということはあくまで重大なことであり—ま—て—かも慎重に取扱いなければいけません。いた—ま—ずらにぼう大な市庁舎を建てることによつて市民の福祉を阻害—てもなりません—飯山市の体面を損うことともなりませんので慎重に考慮—て行きたいと思—います。そこで市庁舎建設

の資金というふうなことでございしますが去年から積立てましたのがニ千万市といたりましてはニヶ年計画くらいたもってなるべく早く建設に着工したいとこういう意向をもっているわけでございます。設計あるいは建築等につきましては広く知恵を集めまして万全なものを作りたいとこのように考えております。

○三四番(飯田義男君) 教育長さんにもうひとつお伺いたします。PTA会費をだんだん減らす意味で二割を増額したという御意見でございますがそうしますとP.T.Aの会費を減らすことに対してこのように努力するという計画はまだ持っておりませんか。

○教育長(工藤和平君) 校長会議、あるいはP.T.Aの会合というものが随時でございますのでその際にまずもって私どもの意向を伝えたい。こういう考えでございます。

○三番(伊勢仙之助君) 二点御質問申上げます。

まずオ一点に市の旅費であります。その中に特別建設準備委員の視察旅費として七万円を計上するといふ。うに議案説明がありましてたんです。建設特別準備委員に旅費まで使わせて視察させるという権限まで準備委員におありかどうか。現在土地その他もまだ決定してありません。また準備委員会そのものの会合の内容というものも全然周知されてありません。こういうふうな中にある。果してこの予算を計上するのが適当であるかどうかという点に非常に疑問を持たんで。すが議員には一ヶ月という調査研究の旅費があります。市の庁舎の建設委員会ならまだいいが。また準備委員の段階にあって。こういう視察旅費まで計上する。という考え方について。はつきりしていた

だましませんと納得ができないわけでありまして準備委員の性格と七万月計上した根拠について御説明ねがいなさいと思います。

もう一点は教育長さんにお尋ねいたしますが、今年度の教育予算が非常に少ないという点についてわかりわけは非常に関心を寄せておるんですがこの予算編成について市内の各の中高等学校こらの人たちの代表者といひますかP、T、A、などの意見といふものはどのような掌握されましたかもしやういふ会合を持たれて学校の意見P、T、Aの意見といふものをどういふふうにお聞きになりましたか、その点を御説明ねがいなさいと思います。

。市長(田村利男君)旅費七万円の問題ですが市庁舎の建設準備委員として議長を加えて九人の方におねがいしたわけ

けでございませうが、當時は確か協議会の席上ではあつた
 と思ひますが、大体土地買収についての相談に預かるも
 のがこの九人の準備委員であつて、不当にやるときになつ
 たら促進委員というふうなものえ改組するといふ言葉
 は使ひなかつたですが、そういう意味の甲合わせがあつた
 と存じます。従いましてこの七万円は準備委員の旅費
 七万円ではなくて、将来促進委員会というものができたら
 もっと強力な特別委員会ができた場合にいろいろ視察
 ねがひたい。かういふ意味で一応七万円を上げた次で
 ございませう。

○三番(伊勢仙之助君)　さうしますと特別委員会が正式にでき
 ないときには、議会の旅費として使用目的があれば使つて
 もいいというふうに解するんですが、さういふにモつと
 いう前提のもとにお組みになりますか。

○市長(田村利男君)市当局の意向としましては議員の視察のついでにあの城をみてきてくわいというふうなことがあつても普通の研究視察というふうな場合には流用しない。先ほど伊勢議員のいわれた促進委員会が専門に研究するためのもつて予算こういうふうに計上したつもりでございします。

○教育長(工藤和平君)オニ点の質問にお答えいたします。教育予算編成に当りまして特別に校長会議とかその他の会合はもちませんでしたが各校長に新年度予算についての要望書というものを提出させましてそれをつづべてに検討して予算編成上の貴重な資料としてございします。

○三番(伊勢仙之助君)そういたしますとP.T.A関係の意見というものには全然お聞きにならなかつたんですか、この点重ねて質問いたします。

。教育長(工藤和平君)ト、T.Aの方は聞きませんが校長の意思図
 のなかに織込まれておるものと解釈してあります。

。一三番(小沢太助君)六下七ページの都市計画事業について昨
 日田中議員から質問がございましてそれに対して市長
 直は答弁なさつたんですが私はこの問題について相当疑義
 を持つておるので本日改めて質問いたします。

。三十一年度の都市計画についての決算書に基いた例を
 引用いたします。

重要幹線道路事業の予算が六百二十八万公園費が四十
 三万一千合計六百七十一万一千円という予算でその予算の出
 所は国費が四百万約六割強三百四十四万四千七百三十三円と
 いうのが都市計画税でまかなわれておりこれによって
 重要幹線道路がつくられるのでありますがこの重要幹
 線道路をつくるについては市民等しく同じ税率で負担

をしてあるのであります。ところが農村あるいは漁村
地帯へ行きますと昨日市長が説明された通り重要幹線
道路というものが市街地を重点的に敷かれています。た
めに農村および漁村の道路をやるときには失業対策道路
という性質のもとになっておるといふ御説明であります。
これが種にはわかりないのであります。市街地を重点
的に敷かれていますところの重要幹線路というものは
国費と都市計画費でまかなっており田舎の方の人は
都市計画税を納めているにもかかわらず自分の地域
の道路を辛うじて失業対策事業としてもうって実行し
ようとするときには受益者負担がかかる。こういう矛盾
があるように考えているのであります。これを六分の
一なり五分の一の受益者負担をとらずに都市計画事
業と同じような意味で失業対策事業をやつてやるべ

きではないかと考えております。

この都市計画事業の指定を受けるとしても市街地に青線が引かれておりこの青線を準村地帯および農村地帯へと持つていこうとするチャンスがない。

昨日市長がいよいよ通り果の都市計画審議会で審議にかけるとま都市に青線を引いてあり田舎の方に押して行かない。一かゝるが故に市民の負担を公平にするためにはそういう方法で負担を公平にしてやるというお考えが市長にあるかどうかは、まり御答弁をおねがいしたいと思います。

○市長(田村利男君)お説も、ともでございます。

市長といふ一まゝではなるべく市民に均等な公平な事業を行う。幹線道路におさま一ても夫対事業におさま一ても公平を期一たいわけでございますがいま

のところがいまのような方法でやるか、江方がござ
いませんで御了承申がいます。

○三番(小沢太助君)市長さんは将来もこの失業対策事業
をやるときには四分の一ないし五分の一の受益者負
担をとらなければやらない。こういうふうには解釈して
よろしいでしょうか。

○市長(田村利男君)当分の間そのような方法で行きたいと
思います。

○三番(小沢太助君)ところでもうひとつ私はおききします。
その道路はどうしてもそこを通さなければ折角は
かの道路ができていってもツィンボ道路で百%その道
路の利用価値がない。ところがその道路を通そうと
するためにはその付近の負担金をすべて受益者をつか
むのに非常な困難な場所がある。こういう道路を通す

うとするときに受益者負担金を徴収する該当者を抑えることが困難な場合どういうふうになりますか。

○市長(田村利男君) そういう個々の場合にはまた特別に御相談
ねがいたいと思っております。

○二番(高橋文若君) ただいまの川次議員さんの質問に関連性が
ございますので……。

七丁三ベースの三丁ハ節一施設費の土地購入費でござい
ますが三丁ニカ計上してございます。

いままで市道改修とか新設する場合にその用地を買
収するに当りまして実際の買収価格と設計の買収価格
があまりにも差額が多いのでございまして土地により
ましてはほとんど市の設計の方は三分の一もしくはも
と安く設計されておりますがこれは実際の買収価格
で設計すべきが妥当だろうと思っております。

この点につきまして課長さんにおねがいいたします
いま一点はいままでこの用地の買収価格が反当六万程
度一の設計されておられないようでございますが三十三
度も買収価格の基準と甲一ま一ようか六万程度になると
思いますが年々土地の価格が上がって参るのでありま
すのでもっと本年は上げる見込みでございますか、この
二点をお尋ねいたします。

○市長(田村利男君)課長に説明させる前にちよつとお話したいと
思います。

果ならびに市の事業はいつも安い土地を提供させるの
がいうならば欠点でございます。一か一ながら果であく
まで大綱を示して参りますので果といた一ま一てもお
そらく賃貸価格の何倍かで、税金の対象には賃貸価格
を標準としてありますのでまたこれを買収するときに

も賃貸価格を標準とする値段で従いまゝして十五、六万
 するようなものをおえて六万くらいで買うという不合
 理な結果になると存じます。果の方針がそういうわけ
 でありますので止むなく市で踏襲しているわけござ
 います。細かいことにつきましては課長に。

○建設課長(新井重助君)お答えいたします。

私ども道路改修のときに潰れます特別な代金の支払い
 については土地の価格すなわち普通売買は相当高いと
 いうことは承知してあります。それ以外に買いたいとか
 ように考えてあるのでございます。

都市計画事業の国費負担のものにつきましては評
 価価格の二倍を限度としてやっております。それ以上は
 市の負担といふせとこういう内示もございしますので
 この道路をやってもらいたい。という希望のところは

その御希望に添うようにいたす関係上なるべくならは
安い土地でと考えま—て個人に對—て非常な御負担
がかかりませんが總体的にみま—て御負担のかからない
ようにいたそうと思つて一五倍程度を標準と—て現在
買つております。これは地えが道路に對する熱意の表
われでございましてこの辺のところを御了承ぬがい
たいと考えております。なお三十三年度におさま—
てもその辺の標準で買収いた—たいとかま—うに考えて
あります。

○ニ番(高橋文治君)ス体了承いた—ますが六万では現在登記
所で決められた買収価格よりはるかに下つておると
思いますのでせめて登記所でや—ている買収価格と
いいますか基準が決められている程度に計—ていただ
きたい。かように要望するものでございしますがそれはできな

いもんですか。

。建設課長(新井重助君)天業対策事業でございしますがこれは遺り地とか移転料こういうものに対して補償金がないのでございまして全部市費持出しになっております。そういう関係上これを大幅に値上げするということは相当公費も増額いたします—毎日二十五人の天業者を救えということになっておりますので非常に公費がかかります関係上一応二五倍くらいでねがいたいとかように考えております。

。二四番(山本昇君)教育につきまして七十八ページ二十四節の学カテスト用印刷費 その他印刷費につきましてお尋ねしたいんですが。この学カテストの目的はいかなる目的でこれが実施されるのかこれがひとつなんですか。

これは昨年市でもやりました県でも全県下一せいにやっ

と聞いておりますが、昨年県のやりまゝに県下の小中
学とくに小学校は六年生を基準としてやつたように
聞いておりますが、その結果の成績が非常に館山市
の小学校もまた中學校もいいと聞いております。
成績の状況はどの程度であるかということをおとで
知らせていただきますが、これをやる動機といつても
て県の方の方針が本来であれば指導課でやるべきもの
を庶務課でやつた。その庶務課でやつたのとつて目的はこ
んごの教育費予算の計上に必要な参考資料とするた
めにやつたときいておりますが、館山市の場合もさう
いつた目的でやつたかどうか、やつたとするならば昨年
の成績の結果、本年は昨年行つた労カテストの結果に
より予算上にどういふふうな影響を及ぼしてあるかどう
か、その点も併せておねがいいたします。

なお県下全般で行つた場合都市と郡部ではほとんど
 市街地の成績がよかつた。さうして郡部が悪かつたとい
 うふうなきいております。これに関連いたしまして
 て定員数が倍数式との漸増式とかいうような専門用語
 があるようですが非常に学級の編成に大きく影響を
 与えており、館山市でも北条小学校は二学級減り館小
 の学校では一学級減るような傾向であります。それに
 伴ひまして農村部落の方はむしろ学級がふえる。こ
 ういふ矛盾がある。これにつきましてテストと学級の
 増減の問題をどのように教育長さんは考えていら
 れるか。こんごこの問題についてどのような考
 えで指導される御意思であるか、この点を教えていた
 だきたいと思ひます。

教育長(工藤和子君) 山本議員の御質問にお答えいたします。

市で行います学力テストの問題これは県でやっていると思います。考えとは違いますがあくまでも子供たちの学力水位を向上せしめる。これが主なる目的でございます。

従いまして庶務課云々ということではございません。県でやります学力テストの結果はいかんながら我々末端までには詳細にその内容を知ることができないのであります。調査を実施する以上はその結果をつまづかずに知ってその結果に基づいて新しい計画を樹てる。いかんにしてこの子供にはこういう難点がありこの学校にはいかなる欠陥があるかということを見極めて新しい教育方針のもとに除去して行くのが調査を施した目的であろうかと思えます。こういう点について県で行うもの、あるいは全国的に各校の学校を指定して行く

考査については我々としては満足が行かないという観点
 から市独自の計画のもとにはく大な予算をもらつてまで
 もこの考査を実施したわけでございます。また来年度に
 ついてもかような考え方のもとに立つて今年は甲学に
 ついては三年の学校については六年にこのテストを課
 一まいたが、~~来~~年度は乙学校については五学年甲学につ
 いては二学年というふうなところに実施してみたい。
 こういう考えを持つてあります。

なおその結果はどうであつたかといふお問いでござい
 ますが、果で行いました結果は大略的に知つたのでありま
 すが、館山市は算数、国語、いずれにおいても県下において
 甲学校においても乙学校においてもオニ位、こういう結果
 でございます。

そうして都市が郡部のそれに優るといふのは一般の傾

向でございますが千葉市をーのいであつたといふところには本市の特色があつたかに思ひます。

つぎに教育定数の問題で倍数方式漸減方式この点につままりてはお説の通り大都市は非常な影響を蒙るんであります。私どもといふつままりてはできるだけこの点の矛盾を解消してもらふべく果当局に再三要請をーたのでありますけれども大勢の赴くところいかんともなうがたく倍数方式に一応なつたわけであります。が将来に向つてもいわゆるスミ話学級の解消に努力いたしたいと思ひますが現実には文字通りのスミ話ではございませんで一層教職員を督励いたしまりて学カ向上に努力いたしたい。かように考えます。

。三四番(山本昇君)教育長さんの御説明でわかりました。が具本でやる場合には予算編成の参考資料として学カテス

トをやったときいてあるんですが市でやった場合に
 は予算の編成には関係なく^見童に必要でやったんだとい
 うお答えでありますから市でやった場合の結果
 として指導の面でこういうふうにやったところからとつ
 教員の定数の問題でどうしても当市がこの三ヶ月寄せを
 うけましてももちろん文部省の方針のもとにそうなつた
 と思っておりますがなるとかその点は現地において便宜上
 なんらかの方法ができないもんであるか絶対的に駄目
 なもんであるかその点も併せてもう一回教えていただ
 きたいと思っております。

。教育長(工藤和平君)最初の御質問の本市で行いました考査の
 結果におきましては各学校ごとにはわかることはもちろん
 であります。が学校^学年、学級まで大体の結果がわかっ
 あります。もちろんこれは当時者に公表いたすのに止め

まゝて君のところの学級、誰ぞ小先生の受持の各科
についてはこういう点について欠けるところがある。こ
ういう点非常に特色があるといつた指導をしておりま
す。これはこんご大いに効果があろうかと思つてあり
ます。

オニ点のスミ詰学級の解消はどうしてもできないか、
こういう御質問であります。これは遺憾ながら先ほど
甲一まゝに通りであります。

○ニ番(吉田勇治郎君)又土に関連して……。

これはどこという項に属する問題でもないんですが、
とくにこの予算をみまゝに工事は年々ふえる傾向で
誠に喜しい現情でありますがこの工事の結果過程こう
いふものについて工事請負についてお尋ねしたいと思
います。私たちは社会通念の請負について民法の六百

三十二条ですかこの請負という意義を専らでいってお
うれるとみています。が、たまたま結果論としてまーては
あてこ■の工事はいつおゆるだろうかと聞かれて予定
がいったといってもできない。あるいはこういう事情
だからこのくらいだろうというふうな仕事におき
まーてもその工事はさらに延びるというふうなわけ
で一応の公共性を持つた仕事は大部分であります。が
それに対してまーてとくに近い例をとって甲ーますな
らば西小学校の建設であります。三月二十八日完工とい
う予定で工事を進められたと承っております。がそれが十日延び
る十日後に完成するといって十日後にもまだできない。
そういう例が他にもいろいろあると思えます。が西小学校
に例をとります。まーてお尋ねするんですが、請負というものは
どういふふうな処理されているか、こんごどういふふう

にや、って行くか、その点について御説明をねがいたい。
。教育長(工藤和平君)お答えいたします。

学校工事に因りますす請負いにつきまゝてはお説の通り期限内までに正確にできあがるべきものでありさうに監督すべきものと考えますが不幸にしてそれが延期したという場合にはその延期の願いの内容をよく調べまゝしてそれがみずからの怠慢でありますとかその他自分の方の故意の結果であるといったようなことが判明した場合には延滞料をとるとか法的な措置はあろうと思ひますけれどもどうでない場合は内容をよく検討して認める場合があるわけでございます。西川の場合はお話のように二月末に完工することになっておりまゝたが御承知のようにあの校庭に新しい土盛りをしたのでございまず。土盛りした関係で資材を運搬するのに関らざる日

子を要したことがらとつ理由モルタル等の吹込みをする場合に雨天の場合は不可能であつてかような点で願ひができませんので正当であろうと認めまゝ十四日まで延期を認めたいわけでございます。

将来についてはできる限り約束通り克工するようには督促したい。こう考えております。

○三番(吉田勇造郎君)いま学校の当時者とくに教育長さんの御答弁がありまゝたが西小学校については了承まゝたが他の工事も関連していただきますので市長さんの答弁が妥当だと思ひます。

ねがひくば私は請負人という意義に従つてすべてを運営していただきたいと希望するものであります。

○市長(田村利男君)請負人の問題ですが細かいことは建設課長に説明させますが市といつても一般指名入札の例

をとってあります。契約期間内にはかならず竣工を
せるといふ方法をとってあります。そうして先ほど教
育長が甲上げましたように故意の工事遅延といふよ
うなことが起きました場合には追徴金をとるなり適当
な方法をとる方針でございます。

。建設課長(新井重助君)請負人は現在建設業法によりまして
登録いたしたものを送定して指名いたします。指名い
たしまして入札にかけるのでございますが請負人それ自
身は非常に良心的でございますが現場に立ちます代理
人等において怠けるようなものが非常に見当るので見
当るのでございしますがそういう関係上工事が遅れると
いう場合も生じて参ります。あるいは請負人自身の決算
金の問題で工事が遅れていくということもありまして
正当なる理由によりまして工事の遅延は先ほど教育長が

申上げました通りで工事の期間の延長は認めなくやなり
ません。認められたものによりましては延長期間内にならうず
仕上げるよう督促いたすのでございますがその期間延長
が事故その他によりまして再延長等の止むを得ない
事情が生ずることもございます。そういう関係上工事が
延びて行くのもございますが私どもといたしましては
当初契約の期間内に完成いたすように努めて参っており
ますのでこんごかような延期とかそういう事故がないよ
うにやっ行って行きたいとかように考えております。以上で
ございます。

○三番(吉田勇若郎君)了承いたしまして。ただ請負ということに
ついていろいろ理由があつて延引する場合は説明で
わかりませんがなおこんごの運営に當りては請負とい
うことに關しては遵守されるように要望いたしまして

私の質問は終ります。

〇三三番(福岡保徳君)七十七ページ教育費五節の職員手当十万人千円がありますがこのは建設技術を入れるとのことですが本年も婦人会館はドめ船形小学校の工事が大小合せて二十五件くらいあります。建設課で修理して移管し完全を期する考えがあるかないか市長に伺いたいと思います。それから九十六ページ二十四節の工事請負費で三百万円婦人会館新築工事員というのがありますがいま一度建てる位置構造時期を公表ねがいまして将来の維持の責任がどこにあるかをお聞きます。以上二点。

〇市長(田村利男君)工事関係はすべて建設課へ一本化にするようにという御意見でございますが市といえましてもこの問題はお慎重に考慮いたしまして取扱いたいと思っております。つぎに婦人会館の問題でございますが大体敷地はまだ決定

しておりませんが教育委員会の意向といたしましては
 公民館の敷地が適当ではないだろうかというふうな御意
 見を持っていらっしゃるようでございます。着工の日時でござい
 ますが予算が通り次第やっていいわけでございますがすでに
 婦人会の方から二百万円の寄付申出がありできるだけ
 婦人団体の意向も尊重して早期に建てたい。こういう
 ふうに考えております。

管理でございますがあくまでこれは市の事業として
 市の建物としてやる以上市の管理にしたいと思っております。

〇三番(福岡保徳君)オ一点の工事関係の一本化をおねがいす
 るものでありますがいまの西いの遅延過日の館山市
 の事件こういう事件は人員の整備などの点から言
 てあるのだと思っておりますので一本化をおねがいす
 それから婦人会館の管理ですが市で管理する場合維

持費もかかると思ひますが過日の市長の施政方針で
六七月とのことですがそれ以後の維持費については追
加予算で想ひ考へてですか。

市長(田村利男君) 建築した後におきまゝに必要があれば
追加予算でも計上いたします。

一九番(黒川佐太郎君) 教育費の需要費の内容についてお尋ね
いたします。

教育費の需用費が増額されたということは誠に長ばしい
次でありますがこの内容を一応検討いたしますと備品
費甲の教材費理科設備というものに大して増嵩をみ
ておらんのであります。国家でも科学教育の振興を
意圖してあるように聞いております。そういう点か
らいつて教育の内容を充實するという面からもちと
も重点的に考へべきものぢやなかろうかと思つて

あります。が教育長はどうお考えになるか。

また需用費をふやした場合にここに重点をあかなか、
た理由があつたならばその理由を御説明ねがいたい。
オ三点は需用費が増嵩になつたがまだ不十分だと思
うのであります。決して多いとはいえないのであり
ます。これに対して増嵩せしめる意図ありや否や。
この三点をお尋ねしたいと思ひます。

○市長(田村利男君)あとの需用費の問題ですがただいまま
では主として学校校舎の建築という面に過去三年間
を貫いて参りました。本年度船形小学校を完成しま
した引続きまして九重小学校の焼巧校舎を改築しま
した後ははかなり校舎の充実というものもみるわけ
でございますのでできるだけ多く需用費の方へ差向
けたいと考えております。

の教育長(工藤和平君)お答えいたします。

需用費につきまゝではなぬ、こいよりはりますことは私
ものぢやところでございます。がこいも市の予算に
限度があります。ごく教育予算にも限度がございま
すので将来に向つてさらに努力カーたい。こういう気持
でございます。(科学振興に對しての御意見を承りた
いと思ひます。それに因連ります理科設備の教材と
いう面が貧弱である。こいに對する御意見を御答弁
ねがいたいと呼ぶ者あり)お答えいたします。

科学教育の重要性もお説の通りでございまゝて、
れわいとしては、もつと増額したい熱望でございまゝ
たが補助金の面等ございます。なほその足りざる
ところは、實際の指導面で可能ではないか、指導面で補
うといふので、科学教育に堪能な技師を送技いたしま

して強化指導員という面目でこれを補って行きたい。こ
ういう考えです。

○一九番(黒川佐太郎君)一応お説ごもつともでございませうが
ただ指導の面だけでは科学の教育はできないんじや
ないかという関係があります。例えば実験などそう
いった面の充實が市内の中学校の科学的設備をみ
まーたときに感ぜられますのでそれと併せてこの科
学教材の充實をお廻りねがいたい。こう存するもの
であります。

○議長(石井潔君)先ほど下七番議員に対する答弁保留がご
ざいまーたのでただいま監査委員の方から答弁させ
ます。

○監査委員(関武男君)先ほどの下七番議員さんの御質問に
お答えいたします。

市の振興費の交際費ならぬに市の交際費こゝらの
使い途であります。が市の振興費は文字通り市費を
使う場合ことごとく市の振興発展には関係があるわ
けでございませうが主として観光方面諸事業の誘致
をするような場合の交際費が主として支出されてあり
ます。例えば国定公園の関係とか海員養成所の誘
致の関係とかさういふ方面に使われております。そ
て予算四十五万に對して二月末におさまして三十五万九
百七十一円使用されております。市の交際費につきまして
は市役所の役所としての交際というふうに考えられるの
であります。が市長交際費と考えようによつてはど
ちにもとれるような場合の使い途もあるんでありま
すが例えば陳情する場合は市長の裁量で市長交際費
を使つていよいよ向うから調査に参るとか出来たもの

を検査に参つたとかいふような場合にできてゐる場合も
ございませう。

車長の支出は比較的口の金額が多うございまして一ヵ月
以上のものもありますけれども一ヵ月以下のものが大体
多いようであります。これは予算四十ヵ月に對して
二月末におきまして二十六万五千五百五十円使用さ
れてあります。

以上でございませうがこの答弁でいかがでございませう
か。

○二七番(鳩貫壮作君) もっと細かいことを聞きたいんであり
ます。そのくらいで止めておきます。そうしますと両
方とも二月末で十ヵ月ほど余つてゐるといふことにな
るわけですね。(どういふわけでございませうと呼ぶ者あり)

○二八番(高橋文治君) 保健衛生費につきましてお尋ねいたし

ます。

百十五ページの四項の二十三節に三輪車の修繕費が四万円計上されてございますが隔離病舎が昨年六ヶ村の方で廃止されております。万一遠隔のところは伝染病が発生した場合館山市に患者を運ぶのに現在のあのオート三輪のボロボロなやつに四万円かけても重患の場合合います。す病気が悪くなるんじゃないかなかろうかと思っております。あーろ四万円で修理するより救急車を一台早急に購入する方が大変いいじゃないか。どうかように思うのでございませうがそれにつきましてのお考えをお聞せぬがいたいと思えます。

。助役(いし武男君)お説の通り非常にもっともな点がございませうが急に伝染病^発生のような場合にはこれが運搬車といふ。まして現在消防の関係で先般購入いたしまして運

軽車を一応充当したい。そしてこれで暫定的に処置したい
と考えております。いずれ正式の隔離病舎が確定しまし
たときには立派な運搬者を予定したいと現在はこうい
うふうに考えております。

○ニ五番(松本藤太郎君)百ニ十ページ清掃費のところですが掃
除天一人計上してございしますが一名でなく大分あるように
すが何名くらいいほかにあるのか。それは下の需用費の
賃金のところにあるのがどうじゃないかと思ひますが
人数をちよつと教えていただきたいと思ひます。

○商工水産課長(羽山房雄君)お答えいたします。

臨時用人五名の賃金でございします。

○ニ五番(松本藤太郎君)臨時人天五名で七十三万四千円という
月いくらいになるんですか。實際の本採用の方は一
人で十一万七千六百円ですか。月割にすると九千八百円に

なる。七十二万四千八十円を五人で割ったとするとも月二千円にもなうないのであります。この点ちよつと明かにしていただきたい。

○商工水産課長(羽山房雄君) 日給の最高が四百二十円 最低が二百五十円このように記憶してあります。

詳しいことは担当課長がただいま遺骨伝達の方へ出てありますので代つて答弁いたします。

○二九番(遠山ヨネ子君)きのうの質問のつづきになるんですけれども八十九ページの公民館のところ、館長、副館長、分館長報酬とあって十人分あります。がこれはどことどここの館を指すか御説明いただきたいことと、去年たしか公民館活動を盛んにするためにという意味で分館長をおふやになつたと思うんですけれども旧市で私の知っているところは那古だけで北条、船形、館山も出来なと思うん

ですけれどその予算をどうなされたか、いないところを
 どういうふうになさるおつもりでいらっしゃるか。その
 人選が予めできていらっしゃるか。

それから七十一ページ公園費とありますが説明のところ
 よつと聞きまうたかも知れませんが遊歩道路でござ
 いまようか遊歩道路の設備といひますと汐入川の
 沿岸と聞いたように思ふんですがこの二点です。

。教務主任課長(瀧沢寛覚君)お答えいたします。

公民館費の報酬のなかに館長、副館長、分館長報酬一人
 三千円十人分でございますがこれは本館の館長が
 一名副館長が四名にいは旧市の北条、館山、那古、船形
 分でございます。分館長は旧村に各一館ずつ六名です
 がそのうちの事務局の職員が兼務してありますので
 五人合計十人でございます。こゝで現在船形と北条が又

っておりません。館山と那古は決定しておりま
すが今年北条と那形は選定する予定でございます。
三十二年度の予算はそのまま不要額として落すこと
になると思っています。以上でございます。

。建設課長(新井重助君)公園費についてお答えいたします。
公園整備費でございますがこれは北条の汐入川から
八幡まで現在道路ができておりますのでその区間は
海浜公園といた一まゝにて整備いたそうと考えてお
るんであります。昨年あたりからここに散歩者が
ございまして依然として雑草が生茂っております。
かような状態を長くつづけておきますことは観光上
おもろくないので三十三年度におきましては遊歩地帯
と甲一ますか一応百メートルから百五十メートルの間に遊
歩道路を作りましてその間に植樹をいたしたいと

二 負山市議金
考えてここに予算を計上して次分でございます。以上
でございます。

。三三番(望月暉作君)六十三ページの街灯費につきまして
御質問申し上げます。

先般の各款説明で街灯が二百二十七灯設置してある
とかように聞いておりますが実際に必要なところ
はないところが多し盗難の予防と事故の発生
を未然に防ぐ大きな役割をすると思っておりますがらこ
の实地踏査をする意思があるかどうか。

野水地などにおきまして街灯がないために事故が
あるということも聞いておりますのでこういう
水地のあるところにはぜひ設置してもらいたい。
なお設置した個所のその後の維持管理と申し
ますか設置してあるのについてないところが

あると思ひますのでこういう問題につきまゝして
係員が定期的に巡視してゐるかどうかを伺
ひたいです。

つぎに昨日一般質問で申上げました商工会議所の
展示所の問題でございますが昨日の市長の答弁で
すとりあえず百万円のうち三十万出すといつて
おりますが商工業者の要望としてはなるべく早
くして貰へば今年度中に建設したいといふふう
な意気込みでございますのでと申すればすでに建
つてしまつたものに対する補助金はないといふこ
とを言つてますけれどもこういう場合借金かなん
かで建てた場合でも百万円の補助といふことを計
画にいたしたのでこれに対するは、まゝりした答弁
をふたばいいと思います。

。市長(田村利男君)私の方としましては新しく建てる
 陳列所の建設資金、館山市へ要求するもの、うちすでに
 十万円を廻み三十三年度に三十万円を廻んだ。こうい
 うふうに解釈して支出するつもりでございます。

。建設課長(新井重助君)街灯費についてお答えいたします。
 何分にも人員が不足でございなか、たのでございませうが昨
 年の十月ごろよりぼつ／＼調査をいたしております。
 これを全部調査いたしまして維持管理を完全に
 したいとかように考えております。

街灯の性質といひますとこれは道路照明でございま
 して野水地その他の照明ということは道路の方とは
 縁遠いんじやないかと考えております。私も各地の
 市役所等にござや、かいになつて参りますときに街灯
 費についての経費ということを非常に考えて質問

するんですが各市におきましてもあまり街灯費
を土木費に計上してあるところは少ないのでござ
います。この施設をするときに一灯につき五百円と
か千円の補助金を出す程度でございましてあとの
電灯料その他についてはあまり計上していないよ
うに見受けられますが当市は特殊の事情でござ
いますので一応二百二十七灯を完全に維持して行ま
たい。かように考えております。野水地その他につ
いては私の所管外と考えております。

議長(石井 潔君)こいをもちまして午前の会議を終り
まして午後一時まで休憩をいたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時 六分閉議

議長(石井 潔君) 午後の出席議員数二十六名、これより

休憩前に引き続き会議を開きます。

八番(金木久一君) 畜産奨励費についてお伺いいたしま
すが昭和三十一年度には畜牛導入補助金というものが
ございまして、たが本年度は落ちておるようござ
います。これがどういうわけですか。所管課長さ
んにお伺いします。

農産統計課長(吉田耕一君) お答えいたします。

百二十八ページのたぐいすの畜産奨励費のうち、
補助金の項でございしますが、あれは大体三ヶ年を限
度として設けておる、たんだというふうにしてある
わけにございまして、本年度はそれを経過いたし
ましたので、一応この程度で打切、たうという考え、
かう三年度におさまる計上いたしませんで、

八番(金木久一君)御承知のようにな酪農とは非常に発展してありましてござます。畜畜農家というふうな方向に向つておるんでございます。が、こんご中として、はそういうふうな方法を取つていただきない。考えてございます。が、市長さんの考えはいかがでございようか。その真承りなと思ひます。

市長(田村利男君)酪農乳牛購入費の奨励費かと思ひます。が、この真三ヶ年計画をもちましてやつて参ります。して本年は一応これで打切りましてその費用をもちまして、いろいろな他の方面から酪農関係に奨励して行きたい。こういう方針を樹てたいけでございます。が、いろいろ畜産酪農方面のオ々と協議いたしまして、ござます。酪農が発展するよう御期待に添うように努力したいと思つております。

一六番(田村長兵衛君)百三十四べりに布良の救難所が少く盛
 ってあります。皆さんにお諾りしてもう少くなんと
 かしていただきたいと思います。その
 理由は皆々御承知のとおり布良には昔から共
 済救難会があつた。布良に救難する船がござつた
 ために救難会の設置をいたつてあります。とこ
 ろがそこに四十名(発言不明瞭にて聴取不能)
 その費用として……問題になつてあります。と
 の事……もう少く予算をふやしてもういたいと
 おねがいする次第でございます。

一七番(森生田七郎君)教育長さんにお伺いしたいと思ひ
 ます。が教育費の問題で先般伊勢議員のうみふり
 入幅に削減されたという問題が出たんですが内容
 を検討してみますと、營養費が減つてゐるんでこ

れは減るのは当然だ。この問題はまよりの新聞にも
出ておりまして、たが自若庁からの一般地方団体に対
する通牒というのにPTAの負担がまわめて多い
当然市で負担すべき費用を父兄に出さしめて学
校の運営に當つておるといふ現象、これを速かに
改めるといふこととでその全国的な通知を出した
といふふうには新聞にでておりますが、館山市の場
合も私も父兄としてかなり多いと思われ、ます。
教育長さんにもつ考えてもらいたいことは各
父兄は子供可愛いものあまりかなり無理して借
金をしてまでPTAの会費を負担してある。こ
ういふ気の毒な経済の方が多。そういふ子供
に肩身の狭い思いをさせないといふ親心から出
発して負担してある。その金は市で負担すべきも

のであって、こういう現実をなるべく軽減するよう
な方法を講じるようご相談をお願いしたい。この点につ
きまいて、こういう自若庁の通達がありますのでこ
の点について、教育長さんの御方針を承りたいと思ひ
ます。

市長(田村利男君) 萩生田議員に教育長からのご返事のある
前に一言申し上げたいと思ひます。

この問題は午前中になり論議になりました。教
育長も方針を述べたわけであり、ますが結論は
おきまいて市の需西女費あるいは教育費はいかに
増額したい、ましても一般PTA会員は不満で
あるにもかゝらずPTA首脳部がやはり学
校との接触が密であるためにPTA以外の学級
費あるいは特許プランコというふうなものと学級

ごとに買つていゝるといふ眞情にあることは私も九
人の子供を持つておられますので痛切に感じているわ
けでございます。この席でいふのははばかりますが
PTA首脳部がもう少一学校当局の希望を拒
絶するよふな立場をとつてもらうことが一番望
ましい。いかに需要費を二割三割増額しても例へ
ば東京の成城高等学校、成城中学、小学校を視察し
てくれれば全部その眞似をしてたがるのは学校当局と
思ふんです。それを帰つてきてPTAに話すとそ
の眞似をしようといふよふなことになるわけござ
います。鑑山市全体の父兄がもう少一自分の柄
にあつたPTAのあり方といふことを考えていた
だきたいといふよふに私は考えているものでござ
います。

さらに教育長から御説明申上げますが、私はそういう考えを持ってゐるものでありますことをつけ加えておきます。

田村議員にお答え申上げますが、

事、奥白浜から磯崎、布良、野房の岬を控えての海

難救済事業に對し、まして非常に漢師が二足の

ワラジで救済所買的な存在であることはよく存じ

てゐるわけでございしますが、現在のところ予算に

盛りまゝたりは一月でございします。一か一か

うこれとでも決りて多いわけではございしません

でござれば、と盛り上げてたいところではございします。

この予算はこれと一まゝしてこんど水産常任委員

会なり他の機関で御研究なされてまた必要があれば

必要があるように考慮したいと存じます。

。教育長(工藤和平君)教生田議員のPTAの問題についてお答えいたします。

三十三年度の各学校のPTA予算として使用している需要費の總額が三百七十七万六千八百三十八円という数字が出ております。それに対して公費でまかなうべきものをPTAで負担しているものが約五百十八万四千八百六十二円という数字であります。このような状況であります。これに対して市の需費は、もう一度説明をいたします。と市でPTAの予算として配布いたしましたものが三百七十七万六千八百三十八円です。それに対してPTAで当然公の費用でまかなうべきものを負担しているのが五百十八万四千八百六十二円という数字になつておりますのでこの差額をできるだけ少な

くーたい。こういう気持ちで年々需要費の増額を私どもは努力してまたわけでございましてので今回二〇%の増額が幸わいて認められましてたあかつまにはわれ／＼の意図するところを十分に学校長あるいはPTAに連絡いたしまして父兄の負担をできるだけ少なくしたい。こういう気持ちでございまして。

六番(秋山)次(君)農林費の採種圃委託料について吉田課長にお伺いします。百二十五ページです。

本年年度の市の採種計画とそれから過去年にわたるところの採種圃によって新品種がどの程度飯山市全体に普及してあるか伺います。

それから市では適地適産を奨励しまして非常に果樹野菜の増産を図ったがその結果は相場

の下落となつて特に野菜の暴落がひどいのであり
ります。すが、これらに対する対策を考へておるか
どうか。その点を合せて伺います。

○農産統計課長(吉田耕一君)お答え申上げます。

お一同の新品種の奨励効果に對しての御質問につ
いてお答え申上げます。

大体採種圃を委託いたしまして県の奨励品種に
限定をして委託してあるわけでございます。そう
いたしまして同じ品種であつても他の圃場で栽
培された品種を持つてまいりまして大体三ヶ年
間におまゝにして面積の九割までを更新して参り
たいところというふうな計画によりまして県の指
導等によりまして現在実施してあるわけござ
います。その効果でございますが大体现在におま

ますところの水稲にちまーては採種圃面積を五町七反程度目途としてあるわけでございます。品種を十三品種に県が指定してありますので市といたしまーてもそれを採用してあるわけでございます。

これを五十七名の篤農家に委託いたしまーてこれが種子の改善増産に努めていただくように努力するわけでございますが大体採種圃で生産された利用率というものを調べましたところ大体五四%利用されてあるという現況でございます。なお増収効果等でございますがこれは普及事務所等の調査でございますが大体五十八%の増収効果をお納めてあるというふうに向つてあります。以上がオ

オ二回の適地適産に對しまーていろいろ生産過度

という面におきましての対策というような御質問
同と思ひますがそれには對しましては適地適産の
計画を進めると同時に本年度から販売の指導督
励という面に重点をおきましてこれが増産に努
めたいというふうに考へております。

なお県の指導等もその線に添つていくという方針
でございますのと同一歩調をとつて進んでみたい
とこう考へておるわけでございます。

○二四番(山本昇君)教育費の問題についてひとつともう
ひとつは百五十五ページの市の市税徴収の奨励啓発
費の問題についてお尋ねしたいんですがまずオ一
に教育費の問題でとくに館山高校の問題であり
ます。館山高校の本年の卒業生が二百四十四名あ
りましてそれが館山市立高等学校といつて市

民の教育機関として經營すべきが本来でありま
 した。貴重なる市税を相当使つてある。特に施設
 組合の肩替りで一千万円という金を税金の方から
 支出してある。こういう現実の状況からいってま
 してでき得るならば市民の教育機関であるところ
 いう根本觀念に基きまゝしてできるだけ市民の子
 弟を受け入れていただきたいというのがわれわれ
 の市民感情ではなからうかと思ひます。ところが
 現実の問題といつてまゝ市内の出身の子弟
 よりも市外出身の子弟の方が多かつたといつて現
 實であります。すがこれをこんごいかように考へて
 おうれますか。どういふ方針でいかれますか。その
 莫いといつてお考えを承りたい。
 もういといつては報償費の問題であります。納税

組合の報償費がございます。これは現在市内にどのくらいの数があるか。またこれに對してどういう事実によつてどういふような方法で報償金をやつてゐるのか。百万円ばかり盛つてありますがこの莫を承りたいと思ひます。

。教育長(工藤和平君)最初の館山高校の問題であります。私どもお説のよくな感じを持つてゐる一人であります。ますのでこの問題につまましては校長と共にある程度の研究を—た事がございしますが入学に關してましてはなんと申してまでも校長の責任であり校長がやることについてわれわれは全幅の支持をせねばならぬ立場にあるわけでございます。入学試験を経て入る場合に同じ条件のものを甲をとるか乙をとるかといふ、たような場合にはいまお話がござ

いま一たような観点から市のものを可及的に多く採用するようにといいことは私も希望として甲へ承てある次でございませうのでこんごもかまふな点は考えられるであらうかと思つております。税務才ニ課長(伊藤幸太郎君)才ニ点の報償費についてお答え甲上げたいと思ひます。

組合の数でございませうが百五十一組合になります。組合員数といつて七千四百三十二名と教えてあります。

次に報償費の点一才でございませうが三種類ございまして組合を設置したものに對して設置と同じ時にしております設置奨励金と組合員が設置後に増加した場合の組合員増加の奨励金それから組合員全部が年度を通じて完納いたした

場合の完納奨励金 この三種類に分けて奨励金を
出してあるわけでございます。

この三種類の申し立てでございますがまず設置
奨励金におきましては組合員一人に対してニ
下月の割合をもつて交付してございます。

組合員増加の奨励金は組合員一人増加と同時に
下月の割合をもつて交付してございます。

つぎの完納奨励金の内訳でございますがまず税
額の百円に対して四月の割合をもちまして
組合へ総額税金に対して奨励金を出すわけござ
います。それから納付書一枚について三月の割
合をもちまして計算いたしましてたものを合計
いたしまして完納奨励金として交付してござ
います。以上でございます。

〇二四番(山本昇君)オ一矣の館山高校の問題であります
 すが教育長さんのご説明で一応よくわかりま
 すが、たがもちろん教育の内戸解放というような考え
 から行きますればどこの子弟であつてもできるだけ
 内戸を解放してやることも結構であります。う。
 またその学校の成績の向上というような観点から
 いたしましても少くともいい子弟を入れてそ
 て学校の成績を上げるといふことも一応考えら
 れてこの点につままりても決してわからなないこと
 ではないんであります。たが基本的な考えが館
 山市民の教育機関というこの根本的な理念に基
 づきまゝたとき私にはこんご市外の生徒の願書を
 受付ることについて十分なるお考えをわがたい。
 できるだけ市内の生徒の願書の受付を優先的に扱

っていいだろ。先程は二者一択の場合に市外を優先に扱うかのような教育長さんのお話でありましてがそれよりも前に願書の受付の際に市外を優先的に扱って市外をその次にするというようなことができないのか。その点を教育長さんにききたいと思います。

それから納税組合の件でございますが詳細な説明で一応わかりました。これにつきましてこんご百五十一の組合がありまして千四百三十二名の組合員があるといいますがこんごなおこれが組織また育成強化という面にももちろん御努力されてあると思いますが具体的にどのような方法によって進められるのか。この点も含せてもう一ぺんおきかせねがいたいと思います。

。教育長(工藤和平君)重ねてお答えいたしました。

願書受付にある種の制約を加えるということとは市民感情からでも、ともでございますが、実際に取扱う学校当局の立場としてその実際の具体策にはなほだ困難を感じるのであります。これは将来の向題にならうかと思ひます。

。税務オニ課長(伊藤幸太郎君)こんごの奨励の方針でございますが、私どもの方としましては未設置の部落を一応単位をみま—てこの部落の区長さんあるいは町内会長さんなどにおねがひいた—してま—ず部落の方々の理解をおねがひいた—してそこで趣旨の説明と組合の設置につきま—てのあ—話を甲上げて部落単位ごとくそうい—た議会を持—ておるわけでございます。こんごもまたなるべく

組合員となる方々と直接話合いをいたしまして納
得の上の組合設置という線に進んで参りたいと
考えておるのでございます。

。二四番(山本 昇 君)オニの納税組合の育成強化の問題
につきましてはただいま課長の説明でよくわか
りましてが、こんごますくこうい、たことを奨
励していただきたまいてこれが育成強化に十分の
御努力を切にあわかい甲上げましてこの問題に
つきます質疑を打切ります。

オ一奥の館山高校の問題であります。が教育長
さんの気持もよくわかります。なかくは、ま
りした線が出ないと思えますが私どもとすれ
ばそうい、た方向で進むていたたきたいと
考えてあります。がこれに対する最高責任者で

ある市長てんの考えを伺いたい。

市長(田村利男君)教育の機械均等 門戸解放といふことは非常に重大な事でありまして、館山高専学校におきましてもやはりそういふ隙に道めて行くのが妥当であると思つて、一か一がうお説のような事もありましたのでこの問題につまましては教育委員会あるいは市会へ文教委員会などに相当御審議をおかけいたしました。て適当な線をお定めたいところというふうには考える次第であります。(了承と呼ぶ者あり)

十三番(小沢太助君)百三十四ページの船形須港の鉄橋の件であります。

この鉄橋の問題は昨年の当初予算へとて私には助役てんにおねがひして助役てんと約束を

―たはずであります。が作る時には市で作ったんたが県に移管して維持管理をやってもううことと早速県に移管手継とと、ていた。たはくはずであ、たのが本年もまた維持修理費がててある。その後県に向、て移管の手継ととられたかどうかそれをお聞することとこんごこの鉄橋をこういう状況で毎年五、六万ずつの維持修理費を継統してゐるときにも船形澳港は他に早急にやうなまやいけなない仕事を控えておりますか。うこの予算をこちらに回していただくと、うに一日も早く県に移管することを希望するものであります。

。商工水産課長(羽山房雄君) ただいまの件についてお答えいたします。

昨年度予算化していただいて、修理をいたして
 したが、県に意向を償うまい。た際に完全なもの
 とい、ちやあかーいんですがある程度整備され
 た鉄橋なう移管さうけるというような意向
 がみえたのでその線に添って今年この範囲で
 完全に近いものに修理いたして移管手
 続をとりたい。こう考えて提案した次でござ
 います。(了解と呼ぶ者あり)

一五番(小谷無違君)厚生予算のことにつまましてお
 尋ねたいんですが、きょう午前中高橋議員
 から「と」と隔離患者のことで質問された。了
 した先般通告質問のときに遠山議員から清掃
 問題につまましての質問がありました。ある
 いは重複する点があるかも知れませんが、午前中

助役さんの答弁がは、まじまじとえませんでして、了承しかねたんですが、隔離病舎の改築新築といひますか、いずれ機会をみてど、ちみち作らなま、なうぬ問題と思ひます。一か一現在、隔離病舎でも、て一日もゆるがせには出来な、いは調理室がいかにも汚い。も一万一保健課あたりから検査された場合には一も二もなくこの真難をつけられると思ひます。これは昨年あたりをまた、また子ブスなうぬに赤痢患者が入院したと、また赤痢患者の方でテブスの菌を恐れて、こんな所にいられるかという問題まで起、た状態にあるんで、す。これでは隔離病舎としての価値は全然ないんであり、また、たを收容するといふだけにするないんであります。

この調理室を緊急にきれいに改造する意思がありやな—や本年の予算の中にも心とつてもそういう一面がみえないのであります。

かつそのほかと場塵埃問題 下水問題 あるいはふん尿問題いろいろそうい、た厚生施設として心とつてもみるべきものが無いんであります。ことに塵埃の問題なんか当前はじまして、以来からの正代の市長がこれについては研究されておるかと思われまます。十数年経、石果日に至るまでなんら見るべき莫が心とつても現われてこないように思われます。下水問題に—ま—てもどこへ行っても水のたまって、いる下水でこれでは何十年経っても八工を駆除することおできな。これについて市当局はどういうお考えを持、ておら

れるかその点についてお伺いしたいと思ひます。
市長(田村利男君)お答えいたします。

旧市内の下水道の問題につきましては過去三
三年におきましても相当な倒溝工事ならぬに
道路工事をやゝてきたわけでございますがなお
こんごもさういう個所のあり次第実行に移す考
えであります。焼却炉の問題につきましては正
代の市長が十数年かゝつてなお解決できないほど
やはり相当困難な問題でございますので市とい
たしましてはいまの或政状態においてはできる
だけ市民に迷惑がかからないように努力かけている
のが現状で来年度の計画でございます。
避病者の問題につきましては調理室などの腐巧が
ございまして今年はできるだけ早く隣村との避病

舎の新築計画 梶の加藤衛生部長も全面的に賛成
 して来ておりますのでこれが実現を期りな
 救急者の問題もなるべく実行に移してたいと思
 わけでございしますが差当って調理室の問題が早
 急に残るわけでございますが市に小破修理の費
 用もございしますので御希望に添うよう修理いた
 してたいと存ずる次第でございます。

○九番(黒川佐太郎君)消防費の研修費についてお尋ね
 ます消防施設の重要性は私がここに御言するま
 どもありますせんが市川に次ぎ人口稠密な地区に住
 居してあるものといたいまいて消防分遣所の設置
 につままして非常に力強く感得した日夜営々と
 して職務遂行する分遣所に対してまして深甚なる
 謝意を表するものであります。ところで消防の機

能は機械力と相了、て職員の賃の向上といふ
ことが重大な問題であらうかと思ふのであり
ます。一からに職員一人が月にたばこいとお買
うことのできない研修費ではその目的は到底達し
得ないんじゃないか。やはり先進地区をよく視察す
る。そうして技術知識の向上を図るといふことが
重要な消防の費用としては要素でなからうかと
思ふのであります。これにつきまゝして当局はとう
いふお考えであるか。この点お尋ねします。

市長(田村利男君)消防署に対する感謝に対するお言
葉を誠にありがたく頂戴いたします。この研修費はちうと御質問と違ひ東京の消防大
学へ署員が一月位行く費用でございませう。
また署員のお賃につきまゝではおかげをもちま

して鎮山市はいつも県下トップを切るような好成績をあげておりましていつの大会でも一等あるいは二等をとって参ります。また一昨日自衛隊の司令から市長に向って安藤署長以下数名を何日か派遣して消防訓練を若い自衛隊の兵隊に教えてくれというくらいに自慢でございしますが自衛隊でかなわないところがあるので教授してもらいたいというくらいに非常にわが鎮山市消防署員はよく少なき報酬でよく働いて訓練をつづけているようなわけでございます。従いまして消防員につきましては考慮してその質を高めたいと思う次第でございしますがなお詳しいことは安藤署長をもちて答弁させる次第でございます。

消防署長(安藤亀吉君)にたいすの研修打ち切り旅費
三万七千七百円についてお答え申上げます。
これは千葉県下の消防職員を毎年一ヶ所に集
結いたります。講習会を實施いたります。
して館山市からも毎年四、五名の職員を一ヶ月派
遣してあります。この費用が一人当り七千五百
四丁円。これを本年は五人派遣いたります。と
思いましてここに計上いた次でございす。
この七千五百四丁円の内訳と申しますと講習
費これが一人三千円とわれす。その他本代が
約二千円位雑費等入れまして一人七千五百四丁
円というふうな計算いた次でございす。
予算が許りますすならも、と多くの職員を派
遣いたります。この講習会に参加いたいか

ように考えられている次第でございます。

一九番(黒川佐太郎君) 私が予算の内容をよく存じないで旅費で打切ということになっておりますので大勢の人が行くのかとこう思うふうに考えておられたのであります。大体わかりました。希望を甲上げるといふだけ大勢の人をさそうの機構で養成する方向におねがいいたします。のと思っております。了解いたします。

三番(伊勢仙之助君) 六つご質問申上げます。

まず最初に総務課長さんで結構ですが市の広報費の三十三万七千の問題ですがこれは二ページと四ページを交互に発行なるといふ予算説明であつたんですが四ページに、た場合に市の議会と決定されましたことを市民に具体的に必ず

か—い言葉を使わないでわかりやすくもちろ
ん討議の内容などについてはその人の考え方で
一部の議員は有利になり不利になるデリケー
トな場合が生じてきますから決定されたよう
な問題をなるべく多く掲載して議会というものは
こういうものを決定しているということさ市民
に知らせていたただく事を私は要望—たいんであ
りますがこの点について各市の状況をみます
と市会情報というふうなものさ市民全部に配
布—している市もあります。そういう点からい
て市会の内容がとういうものが決められたい
う点だけでも知ら—めれば生まてくるんではない
かと思ひます。これに対する課長さんの編集上の
方針を承りたいと思ひます。

オニ臭ふん尿処理の問題ですが小中学校のふん尿処理これは市内各地で困っておりましてこんどの予算でも小学校二百万円中学校十百万円という処理費がでてあるんですがこの予算だけでは解決できない問題でありましてこれは一連の処理施設を市自体で自動車を購入するなり石め池を作るなりして処理するようになって各学校で困ってPTAはいろいろ種んど無理算段して金のないところはPTAが出してふん尿処理をするというふうな問題が相当あるんですがこの臭いについてなんらか対策を講じてるお考えがありますかどうか。

三臭としまして体育関係ですが籠山市にはご承知の通り市営の野球場がひとつもありません。

これは観光関係からいっても職業野球の
冬期練習大学の選手いろいろくるんですが
市には野球場がなくして紹介がきてもだめなんで
また一般のレクリエーションで社会人が野球をしよう
としててもやれないというふうな場合があるわけで
す。池貝にひとつあります。ひとつでは数十団体の
チームがあります。以上困っている青少年の健全な
体育の向上という面からいう施設がひとつも
ないということとは文化都市としての体面上おはず
かしいんであります。それらの建設は将来どのよ
うに考えておきながらあります。この点をお聞き
したいと思えます。

それから次に毎年行われます文化祭の問題であり
ます。これは館山市全般的に開催します。

いつも委員用の問題でいろいろ支障がでてあるんですが今年度は総額でどのくらいを予定されておられますのかこの点を固まらねえと思ひます。

次に精薄児の特殊学級の問題であります。私たちが文教委員会としてまして関西地方に精薄児の特殊学級というふうなものを視察した事があります。が籠山市としても厚生関係で手をつなぐ母親の会とかそういうもので予算上措置してあります。すが精薄児の親達の考え方そういうものを委員会の方として掌握されておるか、わかりませんが、いんとつ精薄児の特殊学級をそろそろつくっていただくか、と考へております。すがこの問題について委員会ではいままでどういふふうにご討議がなされてきたか、将来に對し

てどういふふうな考え方を持っておりですか。
お尋ねしたいと思ひます。

さうにもう一突といひまして旧市内における社会教育活動をどう推進するかという問題であります。まず旧市内と市外とではいろいろ問題がありまして青年学級公民館活動さういふものは主として農村地帯に多いんです。勤労者大衆の市内地におけるところの社会教育の活動というものが非常に組織的になつておらない。年間を通じてみましてもほとんどさういふ活動らしいものがわずかにみえなわけなんです。このままですら社会人の教育というものが完全にいくかどうか根本的な問題が解決されていないので旧態依然として社会教育の活動と

いうものが河市内においては進んでいないとい
 う面がみられますので委員会として河市内
 におけるところの社会教育活動をさんごとい
 うふうに進捗するかこの点について教育長
 さんのご見解を承りたいと思えます。以上であ
 ります。

○市長田村利男君 教育長に属するもの、うちでござ
 います。が、ん尿問題と運動場の問題について甲上
 げます。一尿問題の根本的対策を実施いたし
 ますと最低四千万規模のごく小さいもので四千
 万円か、るような見積りを持っております。
 一尿問題を取扱いますと三分の二国庫補助
 がありまますので三分の一でまかなえるわけで
 ございますがそれとても一千五百万円以上のもの

が予定されますので、当市の現在の状態ではいま
一ぱうく研究する。こういう形でございます。
そういうわけでありまして、差当、ての、中
学校の、一、取組問題は、ただいま業者を、も、て、や、
て、いた、だ、ま、す、が、更、に、研、究、い、た、ま、し、て、必、要
が、あ、れ、ば、市、営、汲、取、と、い、う、よ、う、な、小、さ、な、も、の、で、も
や、た、た、が、い、い、か、と、思、い、ま、す、が、こ、ん、ご、研、究、
たい、と、思、う、次、オ、で、ご、ざ、い、ま、す。

総合運動場あるいは野球場の問題ですが、去年
の夏から秋にかけてこの問題の候補地をいろいろ
ろ物色いたしまして、現地へ行っているところ、エ地の
様子を見学してあるいは視察して、研究いた
して、ま、た、わ、け、で、ご、ざ、い、ま、す、が、地、主、関、係、と、の、協、定
が、で、き、ま、せ、ん、の、で、い、ま、し、ば、う、く、足、跡、み、状、態、で、ご

でございます。なおテニスコートバレーボールなど先般甲村
代議士に会いましてたゞに甲村児童公園の隣り
へ七百坪の考古館ですかあ、いうものを運てる気
持があるつでその脇の敷地あたりが適当じゃない
かというふうなことを話合、た事もあります。が
まだ確定的に相談したわけでもございませぬ。
そういうわけで実施にいたらないことを誠に
遺憾に存じます。すができるだけ早急に体育
設備を着々、鎌山市のものとして計画して行
きたいと努む甲でございす。

○秘書課長(山谷 穂 君)三番議員からのオー向にお答え
いたります。

広報編集についての御質問でございす。が議会の
有様等市政の運用につきましては一般に周

知らせるといふことは広報発行の目的でもあり
ますのでこんごは議会事務局または各課の広
報資料担当者の方によく編集方針を話してこ
んご掲載したいと思ひます。なお言葉の
便い方等につままりてはできるだけ一般の方
にわかりやすいよう言葉を使いたいと思
うという気持ちであります。

教育長(工藤和子)教育関係の答えをいります。
最初に文化祭の費用の点でございますがこれは
前年度同様の二十万位で明年度もやってみら
たい。こういうのであります。多々無理な点があ
ろうかと思ひますけれども行事の調整その他
によつてこの予算内でまかなつてもらいたい希
望でございます。

市内の社教活動の件であります。これも小説のように都市ほど社会活動が活発でないといふ悩みを持ち、ているわけでございます。幸にして婦人全録の問題もありましたので婦人会活動を中心に、なつた文化団体を推進母体として、こんご市内の社会教育団体の活動を一層活発ならうめ、て効果をあげたい。こういうふうな念願しております。

精薄見の取扱い方であります。これは本市として、将来の問題として十分考究したいと思ひます。そのモデル校として、船形小学校が昨年、からこの研究に当つてあります。その成果を十分研究いたしまして、精薄見の取扱いを進めて行きたい。こう考えております。(休憩と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)しばらく休憩をいたしました。

午後二時十七分休憩

午後二時三十七分開議

議長(石井潔君)現在出席議員数三十二名休憩前に引続いて会議を開きます。

一八番(佐久間為次郎君)今朝ほどこから熱心に不出の面をご審議なされたように思われますのでこの辺で不出の質疑を打ち切っていただいで入に移りたいと思っております。

三五番(嶋田繁君)ひとつふたつあるんですが猶予を与えてもらいたいと思います。

議長(石井潔君)十八番さんに伺います。(結構です)と

呼ぶ者ありし一ぱうくこのまゝ、継行をいたします。

○三五番(嶋田繁君)三三の莫について質問いたします。オ一番は教育の問題ですが教育の構成と甲いますかいわゆる人事の交流それらは考慮しなければあとにいいのがつかえて困ると思うう一なおります。学校の職員構成が非常に沈滞してしまつて生氣が出ていない。これはむしろ県との関連性があります。市は市として相当調^査いたしまつて県と協カして推進してもらいたい。異動あたりもさう考慮いたしまつてある程度まで押切、て眞の人事交流をやつて行かなくちゃ教育の振奮に不影響があるんじゃないかと考えます。もうひとつはふん尿ですがいまの質問にもです。たが旧市内はいざ知らず旧六ヶ村になります。

特に私のいる方は純漁村でありましてほかの由へ
持っていくことはできないんで困っておりまして
PTAの人達が四五人ずつ海岸に持って行って
次を握っていきけてくるというふうなわけであ
ると漁師の方が都合が出るというんで困
ておるんですが去年もそういうことを甲上げ
たんですがこれは教育委員会の方で処理して
もらうというふうなことにしていただきたい。
それから準保護児童のことなんですが私の方の
例を引ますすと旧富崎地已あたりでは漁村で
すが深海漁業を営んでおり二百キロも三百キロも
糸を垂れてやるという意味においてたとえま
うはえ気が良くとも潮が早ければ糸が下へと
垂れない。そんなわけで一ヶ月の収入が三千円あ

ればいいほうだとこういうことを行つてある。しかも食うものが少ない。学校あたりの子供が非常にかわいそうなのがずい分見受けられます。そういう呉からいまして少一積極的に困つてある準保護児童というものを助けてやつてもらいたい。こういうふうに考えます。

それと給食炊事婦の雇上げが六名でておりますがどういふふうに割振つてあるか。

それから^運設について質問いたしていただきますが学校に――まして道路をやるに――まして市内はいざ知らずこれも遠くになりますと監督が全然こない。例えば道をやるに――しても監督が一回もこないで粗末な工事があるんです。これに――ましてはこんご考慮を払つてもらいた

い。こういうふうには考えております。同時に
旧市街地と旧六ノ村ははなれておるんで政治
的にみても生活的にみても別格になつて交通
性が少ない。従つてこの道路に相当の思いをい
らして動脈を築き上げてもらうことに精一
ぱい努力してもらいたい。これらのもつと
まゝして御意見をいれたらたいと存じます。

市長(田村利男君)最後の道路の問題お答え申上げます。
道路の問題につきまゝでは県道の砂利なうぐいに
アスファルト問題につきまゝして事あるごとに県
会議員なうぐいに直接県と折衝してつい四五日前
も舗装道路の問題につきまゝして折衝いたしま
した。また砂利の問題につきまゝしても常に
県の土木課長に直接におねがいしているよう

なわけでございますので遠からず御期待に添
いたいと思つております。

また四六ノ村地区の小学校ふん尿問題ですば
なお実情をよく調査させていたゞきたいと存ト
ます。

。教育長(工藤 和平 君) 教員構成という問題でござい
ます。これはお説の通り教育のことはひ、ま
ようするに人向の問題でありますので適材は
適所に配して教育効果をあげるということが
万人の望むところでありわれ々のも、と
多く念願としているところであります。いろい
ろな事にぶつかつてあるわけでございます。こ
ごわれ々の念願のかなうようなどきるだけ手
配をするつもりでございます。

秋季庶務課長(鶴沢貴覚君)給食炊事婦でございす
が現在給食実施校が館山富崎豊房の三校でござい
す。現在は館山が二名豊房一名富崎は事務局の
職員が向うえ行・てある状況でございすすが三
十三年度はこの三校に一名ずつ増員したいとい
うのでございす。
それから準保護児童の扶助費でございすすがこ
れもお仰せの通り実情を調査いたしまして準
保護児童の数が多ければ実情に即しまして
増額方をあわかいたいという考えでござ
いす。

○三四番(飯田義男君)四十九ページの三十二節でございす
がここに負担金として全国市長会負担金八万
二千円 関東市長会四千円 県下市長会一万八千

八百円と載つておりますけれどもこの三つの市長
 会が必要があるかどうかこの三つの市長会の性
 格とこの市長会の予算内容を大体で結構です
 が同時にどういう活動をしておるかお伺い
 たい。

○市長(田村利男君)従来は各市とも市長会のほか議
 長会、監査委員会はもちろんでございますがその
 他に助役会、課長会、収入役会、そういう各負担金
 を持つておりまして、これを統合して市長
 会の形に直したような現在の形であります。
 性格と申しますか、各市は共通の問題を持合
 せているわけでございます。そういうものを
 市長会は三月に一本千葉市役所におきま
 して各市の市長が集まりまして協議いたしま

一 既ものと例えれば地方交付金の問題 特別交
付金の少ないというような問題あるいは自衛隊
の所有地への特別交付金 そういような問題等
いろいろな案件を持寄りまして国ならぬに県へ
要請するものは県市長会の名において要請い
たりますす。また国への問題は関東市長会へ持
込。まして関東市長会から全国市長会 そうす
るところと六者会議 六者と申しますと県会議
長 県知事 市会議長 市長 町村議長 町村長会
というのさむとつに。ば。て甲央にぶつかる策
戦のいとなつと申しますか。そういようなもの
に。て政治的にも用いているようなわけで
ございませう。

三四番(飯田義男君)大体わかるんですが内容をみます

と県下の市長がいろいろ連絡事項もありまう。うにいろいろ陳情もなくチャイカめということがあるでしょうけれど全国市長会が八万二千というほう大な負担金をとってなにしているかという問題なんです。これをひとつお聞きしたい。

○市長(田村利男君) 何をいっているかといいますが、一言にいえませんがやはり市長会内に事務局を設けて、そして国の相当大きな施策を直してぶつかっていることは事実でございます。

○三四番(飯田義男君) 全国市長会が働いたためにこういう問題がこうなるといふ具体的な点とつてもいいから例はございませぬですか。

○市長(田村利男君) 交付税の値上げの問題ははつきり全国市長会の名において獲得したものでございます。

九番(安西政次君)ニ三質問させていたいただきます。
五十七ページとの消防費関係でございしますが工事請
負費のうちこれは貯水地などを作るとござい
ます。どこかという大体の目安をつけて予算を組
んでものであります。どうか。さうにさうい
た
物に対して工事の技術指導とか監督とかいうも
のはどんなふうになっております。これは
先ほど二十七番議員が学校建築関係について
いろいろ尋ねられました。ところがこういう技術行政
と申します。監督が行きとどかず。事故が
まゝ起っている。うしろにも聞いております。
つどは六十三ページの街灯費の件でござい
ます。その市にありましては街灯費というも
のはいまより盛られていないという建設課長さ

んの御答弁を先ほど聞きました。ところが釧路市に
 ありましては非常に市街地にありましては
 そういふ、たものはあるいは商店街などの負
 担によつても結構じゃないかと思つたのでござい
 ます。がいわゆる効外地にありましては防犯灯
 というようなものを市から補助してもらつて
 いるというふうなことで非常に表はれておるの
 でございます。従いまうてこうした防犯灯が非
 常に功を奏するのではないかと思つたのであり
 ます。てこの予算書を見ます
 と少し増になつてゐるようでございますが、この
 増はそういう、た意味の増でありますかどうか
 それをお伺いいたします。

次に教育関係のことでございますが、これは計上は

でございますせんが先ほど来かう危険校舎の解消も
目の前だ迫、ているというような答弁を聞いてお
りますのですすが本年年度の学校卒業業者の就職状
態をみますと工業関係へ就職——た子供が多いよ
うに思います。こうい、たてい、いますすぐでき
ると思いませんが館高などに工業課の設置と
いうような考慮を払、てもいいの、トマないか
と思、ておりますすがこうい、た面につま、ま、
て教育行政の担当者ない——は市長さんのご意
見をお伺い、たいと思、います。

市長(田村利男君) 館山高等学校へ工業課併置の
問題でございますがこの問題はかねてから私
も研究、している問題でございます——て先般も
卒業式の時に可生木議員からい、校長とも

いろいろ設置した場合の設置費用その経営方法
 について考えられたわけでございますが結論として
 置いた方が非常によろしいという存てんのご
 意見でございます。但しこれをあくためには
 最低五千万円の機械器具の購入を条件としな
 ければ工業課設置は不可能であるという結論
 を得ましたので市長は行悩んでいるわけでご
 ざいます。将来五千万円あるいは三、四千万円の
 費用の財源の獲得がござりました場合には大
 いに考慮されると思ひます。(ぜひのそういうこと
 を望みますと呼ぶ者あり)

○総務課長(兎戸 貴君)カー同の消防の工事請負費に
 ついてお答え申上げます。

これは大崎野水地の工事費が百六十二万円それから

車庫等の二十五万坪ということになつてお
ります。この貯水池の設置箇所は予定して
ございます。これはできる限り市内の各地に
貯水池を設けて初期防火の万全を期してい
たい。というもとに三十三年度は三百石入りと二百
石入りと川留め等をやりましてまた横穴式
等でごく僅少な費用で十分なる効果を
發揮するものはそういう施設にしたいとい
う考えのもとに四通りの計画をしてございま
す。それによらず三百石の貯水池でございま
すがこれは一応ニヶ所といふ一ヶ所として高
崎の神田町でござ
います。がここ一ヶ所、それから北条地
区の高
井地区一ヶ所、こういふふうな予定を持
つてお
ります。それから二百石入りの貯水池で
ござ
います。

これは六ヶ所作りたいと考えております

九重菴郡落 神戸の布沼地区 西岬の西川名地区 新
 塩場地区 八幡地区と那古地区 この六ヶ所でございま
 す。川留めの野水地の十ヶ所を予定してございま
 す。これは神余の山下というところと西長田 長
 須賀、笠名 大石、香、坂田、小沼、洲宮と藤原の川こ
 ういう予定を樹つてございます。横次式の野水地
 は橋と田辺地区でございますがこれにつきます。一
 ては消防関係者で真地に検討いたしました。して三
 十三年度としてこれがもと、とも緊急であるとい
 うふうには調査をした結果これだけはやむを得ないや
 りたい。なおこのほかにも多々野水地を設置す
 る所がございます。現在の財政状態能で消防
 費のみに多くをとるといふわけにも参りませ

のでこのように計画いたしました。

九番(安西政治君)ちよと消防関係に関連性がござい
ますのでおねがいしたいんですが、そういう、た
いろくのものをつくる場合技術指導とか監督
というようなものはどうゆう姿でやっておるんで
すか、教育委員会にありまーては何人かの技術
屋があるようございしますが消防関係にあ
りまーてはどんな状態でございしますか、お伺い
します。

。総務課長(克彦)技術指導でございしますが従来は
地えかうニ分の一の支出と市かうニ分の一の支出と
いうことでございしますが、主として地えに負担し
てもらう、てやらせたのでございしますが、明年、度は全
額、これを地えかうニ分の一の寄付を受けまーて

市でやりたいという関係をもちますのでこの
 設置につきましてはある程度請負いをして
 いた。こういうふうな考えであります。もともと地
 えでこの仕事を請負うというふうな場合には
 地えでやらせませんがそういう場合でも大休地
 えに大工とかコンクリート打ちとか技術者もお
 りますので技術面につきまして時は時折監督の
 程度で設計通りのものができるんではないか
 こういふふうな考えであります。つまり、
 で監督するといふ必要はないと考えております。
 。九番(安西政治君) そうですね、た設計図
 そうですね、たよう
 なものはどこでやりますかということをお伺
 いするわけでございまして更に監督を毎日
 つま、つまりという意味でなくて工事の状況に

がどんなであるかという程度の質問でございます。
ます。

○総務課長(完戸員君)貯水地等の設計は専門的技術と知識を要しますのので一番はじめの設計は建設課に依頼いたしまして設計をいたします。それによりまして必要な材料等も必要な数量がおてくるわけでございます。それから監督でございますがこれはコンクリートのワークを入れたときとかあるいはコンクリートの工塗りをおかけたときとかそういうような場合にこちらから参りまして監督指示をいたしております。(了承—ま—たと呼ぶ者あり)

○建設課長(新开重助君)街灯員についてお答えいたします。

街灯費は私の方はあくまで道路の交通あるいは公共物の照明をいたすために使つておるのでございまして一般の防犯上その他についてはただいま聞くところによりますと防犯協会において相当施設を以てあるとかように聞いておりますので防犯上の方の電灯電カまでは手が回らないと考えております。

。九番(安西政者君)防犯灯に對しまして過去におきましては各地区へ割當が防犯協会からござりて例えはある地区には河灯つけてよいかその維持費は防犯協会会で持つ。ただし適当な時期には市へ移管するといふような姿で防犯灯といふものがつけられたやうでございしますが、こつぱら、たぶらにこんごはできないといふ意味でございまして、

か。その点明確にわがいとうございます。でも
るならば従来、まうにもう少し防犯灯をふ
やして、~~お~~ほーいという結論でございます。

。建設課長(新井重助君)防犯協会の会はひとつの団体で
ございまして、その団体がつける防犯の街灯で
ございまして、これを市に移管するといふ前
提のもとにつけるということは聞いておりま
せん。以上でございます。

。二七番(鈴木孝君)私は消防と都市計画の二つにつ
いてお伺いしたいと思っております。

消防の旅費であります。消防署の旅費と団
の旅費がございしますが、消防署の旅費は普通
旅費となっておりまして、三万二千三百円先
ほど十九番議員から研究打ち切り旅費という

ことはよくわかりましたがこの内訳とその他の旅費の内訳を課長さんにお伺いしたいと思っております。

○総務課長(兒戸 貴君)お答えいたします。

五十二ページにございますが消防署の旅費は七万円でございしますがこれは先ほど署長の方からお答えいたしました通り三万七千七百円が長期研修の打切り旅費でございまして三万二千三百円が普通旅費でございします。この普通旅費は署員が千葉その他へ出張するに必要するものでございまして月平均二千七百円として十二月分を計上いたしましたのでございます。それから消防団の旅費でございしますが旅費として六万七千円計上してございます。この内

款は予算の付記でお説の通り消防災害出動関係費用弁償とかその他いろいろになつておりますがこれは非常勤の消防団員に対しては条例に基くと費用^弁償として出さなければいけない。こういうことになつていきますのでこれは消防団条例の別表の二号表によつて支出しようとするものでございしますがその他の費用弁償というのは三万四千円計上してございします。これは現在館山市の消防施設が着々と改善されてまいりて少なくとも県下におさまるまいても施設の点では優秀な方ではないかと考えておりますがこの原因は消防団の幹部が県下に視察をいたしまいりて熱心に他の長所をみてきてそれをこの市の消防団に採入れようという努

力をぬ、た結果でございましてそのため旅費と
 いいますのは県下の打切り視察旅費の経費で
 ございまして（了解いたしましてと呼ぶ者あり）
 一人五千円で五人分二万五千円とそれから消防
 大会等の出張旅費などを計上したものでござい
 ます。

○ニ七番（鈴木孝君）いまのこととは都市計画についてお
 伺いしたいんですがこれは昨日十番議員さん
 からもでておりますが、もうもう細かい点は
 除いていただきますが、昭和三十一年に都市計
 画税がはじめて市で施行された。この都市計
 画税が好むと好まざるとによつて、鐘山市の
 赤字財政でございまして、もとらなきやならぬい
 というふうに私は記憶しておりますのでそ

うーた意味合いにおいてわれくも賛成した
のであります。が実際はどこから指令が出た
かお伺いしたいんですが農村とか農漁村あた
りは都市計画税をとられるということについ
ては不平があるように思われます。がこうい
うのときの上司からうきた書類が古いことであ
ります。すけれどもあると思ひます。からあまか
せをわがいたい。できるならば都市計画税は
廃していただきたいというふうな考えです。
この御答弁をわがいたい。

。税務第一課長(山口良君) 都市計画税は目的税とい
たいます。ては課税の客体のこと、存じます。
がその件につきましては地方税法の七百二条に
ありましてその都市計画法にありまして受

益地已の福祉に。かう。こ。う。い。う。趣。旨。の。も。と。に
行。わ。れ。た。の。で。あ。り。ま。す。

○ニ七番(鈴木 孝君)三十一年度に。そ。う。い。う。館。山。市。の
条。例。を。つ。く。ら。ん。じ。ゃ。な。い。で。す。か。

○税務才一課長(山口 実君)も。ち。ろ。ん。都。市。計。画。税。の。徴
收。の。方。法。と。い。は。し。ま。し。て。七。百。二。条。に。よ。り。ま。し。
て。た。だ。い。ま。の。条。例。が。三。十。一。年。に。つ。く。ら。れ。た。わ。け
で。ご。ざ。い。ま。す。

○ニ七番(鈴木 孝君)そ。れ。を。作。ら。な。く。て。も。本。当。は。よ。か
う。た。と。思。わ。れ。ま。す。が。税。を。と。る。た。め。に。つ。く。ら
た。と。い。う。よ。う。に。私。は。解。釈。し。ま。す。が。そ。の。時。上
司。か。ら。の。好。み。と。好。ま。ざ。る。と。に。よ。っ。て。ど。う。し。て
も。と。ら。な。さ。や。い。け。な。い。と。い。う。よ。う。に。私。は。解。釈
し。て。賛。成。を。し。た。の。で。あ。り。ま。す。が。そ。う。い。う。た。ち。

が私は農村地帯、漁村地帯の方は非常に多いと思つていますので参考になるような上司からの書物があつたらうとつ読んでいたんですが、と思つておられます。

○議長(石井 潔君)ニ七番議員のご質問をへる面へ移りましたから答弁させるようにいたします。(了)
解—了—「議事進行」と呼ぶ者あり)

○三番(田中 忠蔵君)をへるについてちやうど市長さんに申上げます。いま国は農村、漁村の振興計画を樹てて国としては相当の予算が盛られてるわけだと思つていますが市はどうお考えですか。

○市長(田村 利男君)盛つておられます。

○議長(石井 潔君)お諮りいたします。先ほど十八番議員から予算の支出に対する質疑を打切つて

オハへ移りたいという動議がでておられますん
ですがこの動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井潔君)それではオハの面の打切りをいたし
ます。

次いでオハへの質疑に入ります。

○三四番(飯田義男君)オ一款の市税でございます。

現在国におきましては一十億減税ということ
最近所得税が非常に減っておりまして、か
がりのこの市税をみますと、かえって増徴され
ておるようでございます。もちろん市の状態によ
っていろいろと考え方もあるかと思ひます
けれどもやはり鑑山市も黒字になつて、現在
この減税に關して市長さんは相当深刻に考え

なければならぬと思ひます。要約して賛同
甲上げます。この市税を市長さんはごく最近
減税をする意志がありやいなや。もしあると
するならばいつであるか。ないとするならばど
ういう理由で減税しないか。これをお伺いしま
す。

市長(田村利男君)市税がふえておる莫は自然増収の
増加とご了承わびたいと思ひます。

次に減税の問題でございます。現在籠山市をま
かなくていく場合に現在くらゐの一般収入がな
ければやめていけないように存じますので当分
現状維持で行きたいと思ひます。

三四番(飯田義男君)もちろん自然増収があることは
わかつてゐるけれども、なかゝらう市民が

納めるふところ具合は以前と同じでございます。従って市長のいまのお答えでは現在の現況では減税する意志がないということでございます。いまは館山市からば減税しないからにはそれだけの館山市発展の大計画に使うんだというは、まじりとした方針がなければいかんと思ひます。あくといふようですがもう一ぺん減税をしないのはこういうわけだということも、簡単に御発表をいたします。

○市長(田村利男君) 国家における減税の点につきましては、館山市民個々の場合を考えました場合にかなり減税が行つておると思ひます。しかしながら館山市全体の文入という点からみますと先ほど申し上げました自然増という点

場かう上ぶ、ているわけでございますが、
山市のような特別支出のない市におきま
しては、ただいま提出いたしまして、
に、め、た程度の仕事も執行するにつま
しても、精一ぱいのところでございま
ご特別な大事業をするというまで、手
らないのでございませう。例えて申
ば、五千円かけて、尿処理場をつくり
もありませうが、到底、こまでおよ
が、実情でございませう。

○ニ番(吉田勇名郎君)市民税のことについてお尋ね
す。

まず、市民税の均等割でございませ
うが、一応、所得税を
納めるような人たちは、適確に税務所を
お調べ

になればわかるという意味で私は間違いないと
 思うんですが一般の均等割を納める人に対して
 も納税義務者の把握についてあまり打算的
 じゃないかと解釈するもので把握について現
 在行われている方法についてご説明ねがい
 たいと思います。それから木材引取税はご
 承知の通り戦後法によってへき村へき地の
 材木までも課税されるという事態に立いた
 っています。昭和三十一年度の予算と昭和三
 十一年度の決算によってみますとなんと努力
 したような形跡もないと私は断定してやぶ
 さかでないかと信ずるものであります。
 それが故に木材引取税に対する課税対象を
 どう把握されているか、この点についてお尋ね

—たいと思ひます。

なほご参考までには本来ならば支出の面を勘
案する前にお尋ねすべきでありまして私
たち市税の参考に資—たいと思ひうので市民
税の徴収分布状況をお示—わがたいと思ひ
ます。

。税務オ—課長(山口 辰君)吉田議員の御質問にお答え申
上げます。

オ—向といた—ま—て個人均等割の把握はど
のように—ているかこの問題につき—て申
上げます。ただいまの計画といた—ま—ては
市の職員行政区担当者を使い—て当課よ
りいろいろ調査事項を示—ま—て近く調査にか
かる順序とな—ております。

○二番(吉田勇若郎君)才三向は発表困難でしたら責
任をもつて後日個人的にでもいいからお聞き布
かえれば結構です。

○税務才一課長(山口真君)才三向でございますが先日吉
田議員より問題が私の方に提出されましたが本
年度はまた各地区ごとの税負担そういう統計資
料はできていませんので一応統計資料が完成し
たあかつきには答弁いたします。

○三番(萩生田七郎君)市長さん大分おつかいのようでお心
痛ですが……(笑声)自転車荷車税は一応廃止に決定
してあり市役所では自転車鑑札の必要はないん
でありますすがその真をい、ま、り。

○税務才一課長(山口真君)萩生田議員にお答え申し上げます。

新聞紙上に自転車荷車税の廃止が早く報道されたのでございませうが、この点につきましては、果地方課より四月一日より廃止となる。この程度の通知でございまして、将来これに変わるべき懸案とかそういう件につきましては、五月に於ける回答がたゞいませうとありませぬ。以上です。

○ニ一 番(森生田七郎君)わかりました。その当局の態度はわかるんですが、現実(の実際)として四月一日ありますところをわすかでありませうが、なくなるという。ここに約三百五十九万円計上してある。実際には約二百五十万円の収入減になる。そういう場合、果実な数字を要求してあるという結果になるんじゃないかと思うんですが、この審議

する必要のない数字を羅列して審議して
くれという形がいいか悪いかの市長さんに
答弁をおねがいいたします。

市長(田村利男君)まだ県で決定しておりませ
んものは従来通りの数字を予算として計上し
たわけでございます。

三番(萩生田七郎君)私のいうのは決定版じゃないで
すか。四月一日から実行するということをお
送もそれ新聞にも報道されておる。そうい
う現実を無視していかの当局から指令がな
いということも架空の数字をわれくに審議
を要求するということはお私はおうかと思
うんですが。

市長(田村利男君)そういうことはできませんと思

ます。詳しくは助役が説明します。

。助役(いせ武男君) 殺生田議員さんのご意見は、もと
 もでございませう。私どもも予算編成のときにこ
 れが決定までに変うないかということに非常に
 心配をしておる。たんであります。普通こうい
 う場合の措置として、やはり現行で行
 くというのが常識になつておるんであります。
 一といわゆる法律が変ればそれに従つて更
 生の方法を樹てるんでございまして、ただ方
 法においては、いま申します通りですが、一
 一法律が成立しないものを市が先走つて提
 案するわけには行かないんで、一応現行で行
 つて法律が出来れば、~~燃~~オに更生をいたしたい。か
 ように考へるオでございませう。

一七番(嶋貫社作君)例によりまして比較研究する
必要がおりますので三十二年度に入、石金の
類入るべき金の類を公表わがたいと思ひ
ます。ご面倒かけてすいませんがおねがいしま
す。

議長(石井 潔君)ただいま配布させていただきます。

(書記 配布)

(休憩わがいますと呼ぶ者あり)

議長(石井 潔君)しばらく休憩いたします。

午後三時五十分休憩

午後四時 五分開議

議長(石井 潔君)休憩前に引続いて会議を開きます。

一七番(鳩貫壮作君)これ一通り了承して戻が
 だのくーしておいでになる実があるじゃないか
 と思います。(笑声)

そちらでは別段かくー銭源といひますか何
 があつてもおれこれいうわけじゃないので
 だ議員の心得として知つておらなければな
 らないからお尋ねするんであります。そ
 れだのになおかつかくーしておいでになるよう
 な傾向があつて誠に残念に思います。もう一
 人各項目について説明をわがいます。

○総務課長(免戸 貴君)これは大体三十二年
 度に(その
 説明はいいから各項目ごと説明して下さい
 と呼ぶ者あり)市税は別表にございすが(「別
 表なんていわないでちゃんとやってくれな
 さまや困る

「と呼ぶ者あり」二月末までにこの表でござるの
通り(表はあてに)ませんからちやんとや、て下
さいよ」と呼ぶ者あり)一億八百七十八万六千円こ
れは収入にな、ております。(何の収入です」と呼
ぶ者あり)市税として収入にな、た額(市税を細か
く分類してや、て下さい」と呼ぶ者あり)市民
税の二月末収入額は二千百五十万一千円ござい
ます。それから三月から五月までの収入見込みと
して五百六十六万二千円でございます。これは固定資
産税であります(過年度分と呼ぶ者あり)
。税務才ニ課長(伊藤半太郎君)市税について申上げます。
二枚目にフグ、てございますが一応ご覧わかいま
す。(この表をあてに)ない。ちやんとや、て下さい
と呼ぶ者あり)数字を申上げたいと思ひます。

(過年度分からや、てくれ給え、市民税の過年度分の徴収した額、見込みの額、これはい、てくれればいい、それから滞納繰越分の徴収額と見込額をい、てくれ、ばいい、こ、ろは比較研究するんだからこの項目に従、てや、ていただきたいと呼ぶ者あり) 過年度分現年度分滞納繰越分の内訳は資料が手許にございませぬ早速取寄せたいと思、いますので、ばらくご猶了わがいます。(取寄せてきてくれたい、それには抜きにして固定資産税をおわのい、し、ま、よと呼ぶ者あり) 市税につきま、しては全部をたいま、甲上げた通りでござい、ます(税金はあと一回、にてそのま、よや、ていた、た、ま、よ、す)

。総務課長(克彦) 貴君) 地方交付税は二月末まで収入に足りません。たものが四千八百四十八万六千円でございます。こんご三月以降収入になるものとして七十万円を(その七十万円がぼくにはふに落ちないんだ) 百万円と見積つてあつたのがなぜ七十万円にするんだか百万円なら百万円でいいじゃないか」と呼ぶ者あり) 特別交付税はまだ決定になつてありません(「決定になつていないというけど見込みを聞いていゝんだから」と呼ぶ者あり) そのうは百万円位あるかと思ひます。たが現在では七十万円位ではないか(「七十万」とり百万にりる基礎はありますか) と呼ぶ者あり) 基礎はあります。ません。(「なければ百万円でいいじゃないか。百万

で発表したものを百万円で作ってくれた、ていいじゃないか。それを七十万にする根性が気に入らない」と呼ぶ者あり)

○三番(伊勢仙之助君)議事進行について議会の運営という点とについてもう少ルールに乗せてやっついてただまたいと思います。

○七番(鳩貫壮作君)ルールに乗ってると思っております。別に私が疑問の点をお尋ねしているんであります。ルールにははずれたとは思っております。

○三番(伊勢仙之助君)討論が一問一答式で課長と議員の向で適当に発言し合って進んでおるといふような形にわれぐにとれるんですがやはり議長というものがおります関係上発言その他回答そういうものはすべて議長さんの

いろいろな取計らいによつて進めていつた方が
議会としてこのルールではないかとわれ／＼は
考えるんですが（「よろ／＼うございませう。議長さ
んにいぢ／＼許可を受けてやりますからどう
ぞ」と呼ぶ者あり）

○七番（鳩貫壮作君）宛戸課長はきのう百万円に見
積んでおりながら、きょう七十万円に見積つた
基礎いかん。

○総務課長（宛戸貴君）昨日は百万位収入があるだろ
うと考えまして、いろいろ計算をして参り
ました途中において百万円は多すぎるんじゃない
かという気がいたして、それで七十万円に
いたして、お次でございませう。

○七番（鳩貫壮作君）だからその七十万に、君の気持

それを聞いてるんだ。

○総務課長(兎戸 貴君) ただいま七十万円にいた気持についてはお話を甲上げました通りでそのほかにはございませぬ。

○一七番(鳩貫 壮作君) 気持としてほかにありませんというけれども、そのう百万に見積、ておまながりまよう七十万円に見積らなければならぬい気持をどうしておこしたんだか。

○総務課長(兎戸 貴君) 追加予算にはこの特別交付税は五十万と計上いたしてございしますが百万円ではあまり多いんではないか五十万までみなければわからぬいけれども五十万円よりくるんではないかというような考えで七十万といたしてましたのでこの交付税がまだ決定になりませぬ

がもし決定になればあるいは百万か百五十万かそればかりじゃせんので一応見込みとして七十万といふに次才です。

○一七番(鳩貫壮作君)その百万を七十万にする基礎がほかの方へ移っていく、ほかの方もそうやってやる。それが気に入らない。だからいちく細かく質問して……。

○市長(田村利男君)総務課長においてはなるべく健全財政の主場をとりました。内輸に見積、たと了承します。のでござ承ねがいたいと思います。

○一七番(鳩貫壮作君)健全財政とか健全財政でないとかいうことではないと思います。ただ見込みの話を聞いています。ですから百万に見積、たものは百万に見積、であつて下す、ちつとも差支

えないと思ひます。入、てくべきものは百万円以下であるか百万円以上であるかわからないんでありますから。

。初送(いし武男君)にたいまの特別交付税のことです。が私交渉に行、たを驗がございませうのでいと。言ご参考までに話をさせていただきます。

はじめ特別交付税は館山市にたいしてはこれに該當する件いわゆる災害が主としてこれに該當するんでございませうが本年度にたいしては災害がないんで地方課の査定ではたしかに十五万円です。か記憶がは、きりりませんか。そのくういの類いか出ないんだらうかといふのとつのみつもりですがあ、たんです。それいろいろ交渉していろいろな資料を

整えまゝにうまくいければもうちょっとふえや
らないかというのをそれからさらけい
ろ運動にまゝに手配をしておるんで
すがいまのところ決定していないという
情でございまして普通ならば二百万円
くらい私どももうとうとかなんぞござ
いませうが、いま甲
にまゝに運動にいく分でもふや
まゝにという段階でございまして、
総務課長も頭を痛めているところ
と申します。事実これは不確定な
ものでございまして、本当に見
込みでございませうので、参考
に甲上げます。〇一七番（嶋貫
壯作君）あなたのおっしゃること
はわかりました。ただいまは
書記から聞いたところによります
すと四十八万円大体予定して

いるんだとあるたの方はそれを少くも
 らおうということにな、てるというどの位を
 信じていいんだかわからない。私へのいは
 百万円に見積、た、て七十万円に見積、た、
 て三十万円違いだ。大したことはないです。そ
 れを百万に見積、たものさ七十万に見積ら
 れるといふことが心外なんだ。そういふふう
 な精神でやられたんでは私がせ、かてこの支
 入の面を把握して予算に臨みたいという気持
 があだにな、てしまふ。それだから甲上げる
 んであ、て別に他意ありません。議事の進行
 の防げにな、ても困りますから次の事をござ
 表布がいます。

〇 総務課長(兎 戸 貫 君) 特別交付税の収入見込額をセ

不の収入済額は二百二十四万六千円でございす。
 こんごの収入見込みといたりましては二十一万
 円を計上いたりました。これは小団地開発整
 備事業の分担金の収入見込額でございす。
 次は使用料および手数料で二月までの収入に
 なりましてはものは一千二百三十万円でござい
 まして三月以降の収入見込みといたりまして
 百五十八万円を見込んだのでございす。これは
 大体授業料と保育料と住宅貸付料その他でござ
 いまして授業料として百万円保育料として
 五十万円住宅貸付料等が八万円として計算し
 た次第でございす。

国庫支出金は二月末までの収入が三千二十万円で
 ございす。そして三月以降の収入見込みといたり

まゝしては一千百四十六万二千円と樹てまゝに。
これは生活保護その他の収入でございませうが
生活保護費等の関係の全費が四百六万九千
円それから都市計画等に関係する収入が
二百七十五万四千円、学校の補助金が百三十四万
八千円、新農村漁村対策費その他の補助金が
二百五十五万三千円、その他のいろいろ少さいもの
が七十四万二千円、こういうふうに見た次第でござ
います。

果の支出金は二月末までに収入されたものが九十
三万九千円でございませう。それからこんどの収入
見込みといたしましては二百十六万一千円と計画
をいたしたのでございませう。これは国庫^支出金と同
いし児童保護費、生活保護費その他の関係の

ものを見積ったものでございませうが、児童保護費といふに、四十四万三千円、保護費の収入されるものと、二十万、水産関係のものといふに、六十万円、結核予防費の関係として、六十万円、農林費の関係として、二十万円、統計調査費の関係として、九万八千円を、みこんだものでございませう。寄付金は、二月末までの収入が、三百九十三万一千円、ございませう。こんどの見通しとして、百六十八万九千円を見込んでみました。これは、一般寄付金その他でございませうが、三十五万円、土木寄付金で、百三十万円、その他、三万九千円と見込んでございませう。

繰越金は、三十一年度の決算で、承知の通り、二十

百四十二万五千円 不入に繰越されましてたが
れは繰越額全部を収入としてしまいいましてたの
でこんごの収入見込がございませぬ。

雑収入は六百六万九千円収入済でございまして
三月以降の収入見込みとしては五十万でござい
ます。これは保育費 保育措置費^延滞金等でご
ざいます。保育措置費として入るだろうとみ
たものが二十五万円 延滞金で十七万円その他
集めまして八万円とみたのでございませぬ。

市債はいま、で全然入りません。三月以降一
千万円収入になる見込みでございませぬ。これは
見込みというよりも確定の数字でございませぬ。

船形湊港の分が二百万円 館山小学校の起債
が四百万円 消防のポンプ起債が二百万円 西小

学校の改築に伴う起債が二百万円以上が税外
支入の見込みでございます。市税は次に担当課
長から甲上げます。

。税務才ニ課長(伊藤幸太郎君)市税の収入につきま
て甲上げたいと思ひます。

(現在)

市税におきまして二月末まで入りまして総計額
が一億八百七十八万八百五十一円これが二月末現
在の収入でございます。内訳を甲上げますと市
民税におきまして二千百五十万七千九百九円ござ
います。その内訳といつて現年度分一
千九百十萬六千七百十六円 過年度分十四万六
千五百七十四円 繰越分二百二十四万七千四百
十九円以上三つの合計額が先ほど申し上げまし
た市民税の二千百五十万七千九百九円でございます。

次に固定資産税内訳といふに、まゝして現年度
分が五千二百六万九千八百八十一円、繰越分七百十
二万八千四百三十四円、以上合計の固定資産税が
五千九百十九万八千三百一十一円になつております。
次に自転車、荷車税でございます。現年度分
が三百一十八万五千五百円、繰越分が三十一万四千六
百十八円との合計が三百四十二万三千六百十八円
でございます。たゞ、消費税が現年度分ござ
います。一千万四千五百四十七円、次に電気ガス
税、現年度分七百五十二万七千六百六十六円、木
材引取税、現年度分で三万三千七十五円、繰越分
に、おまゝ、一千万七千七百五十円、以上二、をもち
まして、木材引取税が四万一千八百二十五円、次に
都市計画税、現年度分二百八十万五千七百四十

五月繰越分にあきまゝして十九万八千九百四十
 四月この合計にあきまゝして三百万四千六百八
 十九万、旧法による税としまゝして二万四千百
 十三万以上の合計が二月末現在の収入総額一
 億八百七十八万五千八五十一万と分つております。
 次に三月以降五月の支納閉鎖までの収入見込
 みでございます。この内訳を甲上げたいと思ひ
 ます。

まず市民税でございます。現年度分四百九十五
 万二千円、過年度分十二万円、滞納分を五十九万
 以上五百六十六万二千円を三月以降五月までの
 見込みと考へております。

次に固定資産税現年度分を三百八十六万七千
 円、それから滞納分を二百四十万以上を固定資

産税の五月までの収入見込みとみております。
次に自動車 荷車税でございますが現年度分を
九万八千滞納分を七万五千計十七万三千円に
ば、消費税現年度分百五十八万八千円以下過
年度滞納がございませぬ。電気ガス税百八十二
万五千円過年度滞納分はございませぬ。木材引
取税におきまして滞納分といふ一りまして三千
円都市計画税でございませぬが現年度分を七十
三万七千円滞納分を九万四千元計八十二万九千円
入湯税 現年度分を一万三千円計一万六千円、旧
法によるもの滞納分六千円計六千円、以上
合計が二千六百三十六万四千円を三月以
降五月までの収入見込みとみております。
以上でございます。

○三番(福岡保徳君)文入でお聞きしますがこの外にこの前議長さんなんかのお骨折りで基地かなにか入、てくるというのはいつなんでしょうか。

○税務第一課長(山口 実君)福岡議員にお答え申し上げます。

基地交付税の関係でございますがただいまのところやはり新聞によりまして報道されておりますが確實なる文書はまだないまゝのところ市にはまておりません。以上です。

○二七番(嶋貫壮作君)さ、き二十一番議員から出ましたのが廃止になる税目があるということと私も聞いております。何と何が廃止になるのかこれと承知していただいておりますが。

○税務第一課長(山口 実君)嶋貫議員にお答え申し上げます。

ます。

ハページをお開きねがいます。上から数え
まゝして三目の自転車荷車税をご賢ねがいます。
す。現年度分の三百十五万四千七百四十円、そ
の付記の欄の上から四つ残り一丁一丁で競争用
ニ輪車以下全部廃止になります。主には自
転車荷各車こういうもので動力を持たない
軽車両が廃止になります。以上です。

○七番(嶋谷貞作君)　それからたばこ消費税が上
がるということとを聞いておりますが、実事
ですか、どうか。

○税務第一課長(山口実君)　すでに新聞紙上で報道さ
れておりますが、ニ%上がるとかさういうこと
を新聞でいってあります。ただいまのところ

王代法會も出ていない。まだ明細は答へておりません。以上です。

議長(石井 梨君) ーばうく休憩いたします。

午後四時四十五分休憩

午後五時 〇分閉議

議長(石井 梨君) 現在議員数二十九名 休憩前に引續いて全議を聞きます。

ニ七番(鈴木 孝君) 先ほど都市計画のことにつきまして質問してありますがお答えがありませんのでおねがいいたします。

総務課長(克戸 貴君) ニ七番議員にお答えいたします。現在都市計画税は目的税でございます。

はその市町村の意思によりまして課したり
賦課しなかつたり任意規定になつております。
しかるにがう現在錫山市におきましては都
市計画事業を実施しておりますのでこの都
市計画を遂行していきますには都市計画税
をとらなければ運営が困難であると考へま
して賦課してあります。がそういう関係でこ
の都市計画事業が実施されております間は
廃止するつもりはございません。

○三七番(鈴木孝君) たいまの課長さんのご答弁では
都市計画を遂行するに錫山市独自でこうい
てつくつたといふようなご答弁でありまして
が私三十一年度によつてこれを聞いたとき好むと
好まざるとによつてせがいでつくつたとい

けないというふうに聞いてお、たんですが、私
 の間違いであるか都市計画税をとるのは仕方
 ありませんが農村瘦村はくれに直接恩恵を
 蒙、ておりませんのでこんご市長さんといた
 まして農村あるいは瘦村にこうした仕事を
 分担金条例が設けられており半額負担を
 ておりますがそうした面を都市計画によつて
 つく、てくれる意思がありますかどうかお伺
 いたしてたいと思ひます。

市長(田村利男君)都市計画税に代、て同じ費用を
 他の農村瘦村地帯に施行する計画はあるかど
 うかというご質問のようによ受取、てよろしう
 ございますか(そうです)と呼ぶ者あり)計数的
 なことはあとで課長のう甲上げると思ひます

が都市計画税があることにより、
まて農村地已に林道農道あるいは暗渠排水
等の工事費の前年まであるいははるかに上回、
た数字を農村地已へ使用したという数字が出
ておりますので発表させていただきます。

建設課長(新井重助君)都市計画税について説明
いたします。地方税法第七十二条に規定されて
おりますがその条文を讀上げます。

市町村は都市計画法に基づいて都市計画事業ま
たは土地已画整理法に基づいて土地已画整理事業
業に要する費用にあてるため……(山口君地
方税法七十二条をみて書文を書き入れて下さい)

この都市計画税の条例を設置する当市市会に

上程いたしましてたとき市部と郡部すなわ
 ち大ヶ村の方にあたる農村方面に都市計画税
 をかけることはよくないと言いかというお話
 もございましてたのですがそれは一般土木その
 他の工事によりまして行いたいというごと
 ござり承わがいてこの議案は通つたので
 ございます。その後利どもつ上げましてた都
 市計画税は三十一年度の決算は三百四十四万
 四千七百三十三円の都市計画税があつてお
 ります。この比率は旧市制が六中%農村方面
 が三六%の課税負担になつております。昭和
 三十一年度の都市計画税設置以前の工不費から
 勘案いたしますとというところと新年度予算は三、
 七倍の費用を要してあります。いずれにいた

—ま—でも現在の市内の状況が一日もゆるが
せにできないような状態になっておりますの
で某甲いた—ま—して仕事を—た関係上郡部の
方には手が回らないという現情でございます。
それによりま—して一般土木費にあま—しては
三百万以上の金が郡部の方へ回ってあります。
そういう関係上なおこんど都市計画事業を
進めていましてためたこの税の廃止の意思は
ないと思っております。以上でございます。(了解—ま—
—と—と呼ぶ者あり)

三。番(磯辺周雄君)道路占用料でちよつとお尋ね—
たいんですが予算金額は十二万円であります。
本年度実際にどのくらい入ってありますか
その数字をお知らせたいと思っております。

次に条例によりますと電気がス水道等の地下埋設物に對し、ましても賦課徴収できるようであり、ますがそれらに對して徴収してあるか、あるいは、もし徴収してないと思はうば、その理由をお聞かせねがいたいと思ひます。

。建設課長(新井重助君)お答えいたします。

道路占用料でござい、ますが、当市におきまして道路占用の箇所が非常に少ないのでござい、まして年間五万円でござい、ます。あと電灯会社がス、その他についての道路占用がござい、ますが、電気の方につきましては、各市が全部とつておるとい、うわけでは、なくて、一応東京電力会社と交渉中でござい、ます。これは私どもが道路を全部調べてあげればよろし

いんですが先ほど申し上げましたように街灯の
方もまだ完了していませんので順次調べて行
きたい。その前に東電に打って占用して
いる箇所の本数をこちらに知らせてくれるよ
う甲入れてありますがいまだになんら回答
がないのでこんど十分督促したいと思って道
路占用使用料をとりたいと思っております。
がその方でごございますがこれも一応^公共的性
質を含んでおりましてこの料金をとるか
とらないかということはこの研究に任せ
ていただきたいとかように考えております。

三。番(磯辺周雄君)電灯会社の方へ甲入れて電
柱の数を知らせてほしいというふうな要求し
ておるようですが市当局として市自体がこれ

を調査する考えがありますか、どうか、その是
とお尋ねいたします。

建設課長(新井重助君)お答えいたします。

市道と市有地その他に立っておりますのを
全部調べるといふのは非常に難儀（所費博）でござい
まして市道の現情から行きますと約四百キロ
でございします。それをいち／＼調べて歩くといふ
ことも難儀でございしますので相当の経費も要
します。関係上電力会社の方から調べてもらつた
方が早いと考えまして調査方を依頼してござい
ます。

三。番(磯辺周雄君)市の方で調査していただける
と思います。要望してあります。

六。番(秋山万次君)山口課長さんに尋ねいたします。

三十二年 年度 今年度の土地の評価格の種目別の総額をお知らせいたします

○ 税務第一課長(石井 潔君) へ 答え申上げます。

田の申上げます。田は指示額と比較して田場合に若干上がっており、たのでございすが大体据置まじりまじり。畑は八分九厘宅地が六分九厘山林が六分原野が一分割 雑種地は二分九厘以上でございす。

○ 八番(佐久間 為次郎君) へ 大分慎重に審議あり、たように思われますのでこの辺りにして支出入の償疑を打ち取りまして、たに予算審査特別委員会委員会の設置あらんことを望みます。(「特別会計」と呼ぶ者あり)

○ 三番(伊勢 仙之助君) へ ここで審議打ち切りにせられると

困ります。今年度の總体的の予算をみますと
 現年度の見込みと本年年度の予算のバランスを
 みますと計画を残りたから市長が勝手に便
 うんだという金ではありません。議会を通
 して使うんであります。がうは、まりーていれ
 ばいいんですがやはり当初の予算の組みか
 らいますと当然追加予算というところが予
 想されるんですが、そういう財源をどこから持
 ってくるかという点について先のこととは現像が
 つきませんといわれ、ば仕方がないんですが、私
 たちとしては市税、地方交付税、国庫支出金そ
 の他雑収入という面からおそらくであるんじや
 ないかと思うんですが大体の目標でい、んです
 が、こんどにおける追加財源は何の費目から一応お

求めになるご予定でありますか。もしそうい
ことがは、より予想されます。これは三
億近い予算になるうと思えます。二億五千九百
万程度では当然四千万月の追加予算といふもの
が予想されるんですが、財源を何に求めるかとい
う点については、伺いたいであります。

税の客体の問題であります。電気ガス税、電気
のたにつま、ま、ては実際に徴収方法が話合いに
なつて、その都市、くの税収入にか、わらず、分
配で分けるというふうにわか、てあるんです。
が、ガス、たば、こ消費税、入湯税、こ、う、い、う、も、の、は、申、告
制度であやりにな、て、お、り、ま、す、が、そ、れ、と、も、こ
ち、ら、か、ら、各、公、社、な、り、会、社、に、出、向、い、て、実、際、の、年、間
の、収、入、と、い、う、も、の、を、よ、く、調、べ、て、そ、の、上、で、も、つ、て

さういふ客体を中心して行くかどうか、さうい
う点についてお尋ねしたいんですが、ガス料金
などについてみましても前年より減つておる
ということになつておりますが果して適正な
客体であるかどうかという点についてどうい
ふうに措置されておりますかこの点をお聞
きしたいと思ひます。

なお入湯税については五百人分とありますが
大体一日一人とちよつとぐらひですがさうい
入湯税のとり方で果してそのうちの経営とい
うものが成立つていきますかどうか、客体と
つかぬ根拠さういふものについてもお伺い
したいと思ひます。大体社の償問する範囲は
この程度でございす。

○市長(田村利男君)来年度におきまする追加予算の賅源というものは、ご質問にお答え申し上げますが、あくまで来年度のこととはわかりませんが、もしとれるとすればこの八百四十六万円というものが予定されておるので、そのうち三百万円がすでに予算にうたってありまして、これが丸ごとれるとすれば五百四十六万円というものが追加予算の賅源に充てれば充てられる、こういうわけでございます。なおそのほかのご質問に対しては、各課長に答弁いたさせていただきます。

○三番(伊勢仙之助君)五百万円とおっしゃられるんですが、三十二年度の決定見込み額とこんどの予算とのバランスということをお考えますとやはり五百万円より多いとそれ以上の額がここに出てお

に追加しませんでそのつどいわゆる入った金を
拾い集めて既済に充當したいというのが行き
方でございましてのであくまでそういうふうな
考え方で適時皆さんのご協賛を得て追加したい
三番(伊勢仙之助君)それ以外に回答できないとあつて
やうれ、ば止むを得ないんですが別に市庁舎
とことーやるんで一千万円か二千万円くらいのも
のは多しくんでおかないと具合がわるいというよ
うな考え方があるんじゃないかというふうな
こともちよつと想像されますんでそういうこ
ともなくて現在の通り成行きに任かせて四
千万五千万の既済をお使いになるという考え
方以外にいえないと私の方で解釈してまゝで納
得はいちしませんかそういうご答弁をよく承知

しておきます。

。税務第一課長(山口 実君)伊勢議員のたばこ消費税が
 入税入湯税の課税客体把握についてのご質問
 にお答え申し上げます。

たばこ消費税につきましてはこれは公社の申
 告によりまして納付してありまして別段帳
 簿の調査とかそういうことにはただいま参
 っていませんですがいちじるしく少ない場合など
 は電証でもってどういう状況か聞きますが小
 売が少なかつたとかそういう回答でございます。
 次に電気が入税でございしますがこれは送電の
 電気量を調査するため果下に委員会とい
 うものをつくりまして配分委員会を組織し
 ましてこの委員会のカにによりまして適正な

る配分あるいは課税そういうことをこんごや
って行こうと思ひます。ただいまこの委員会
がこの件につきまして研究甲でございます。
次に入湯税でございしますがこの対象は館山
温泉一軒でございましてただいまの収入状況
をみますと二月末日で約一万七千二百円収入の
状況でございまして営業不振のためにお客も
少ない—入湯税を過大見積ることとを考慮いた
しまして昨年より減額いたしましてたんですが
この件につきましては努めて保るとまどき
館山温泉に向けまして状況を調査して客体
把握に万全を期しております。以上であります。
議長(石井 梨君) へ入に對してご質疑ございせんか。

(議事進行と呼ぶ者あり)

議長(石井 梨君) これをもちまして文入に対するご質疑を打切りたいと思っておりますがご異議ございませぬか。

(異議) ~~議長~~「~~議長~~」と呼ぶ者あり

議長(石井 梨君) ご異議なると認められず。よって文入の質疑を打ち切ります。

議長(石井 梨君) ついで議案オ二十一号およびオ二十二号一括質疑をいたします。

二四番(山本 昇君) 議案オ二十三号につきまして三三お尋ねいたしたいと思っております。

百六十九ページ国民健康保険の保険料が二千八百万余になっております。これに対して三三として国庫の補助金が九百万ばかりであります。健康保険の運営の妙といたしておりますか。運営の

面が悪いというと言へいがあるかも知れませんがとにかくうまくいってはいない。滞納が多いというようなことで一般予算の方から昭和三十三年度においては百万を更に追加した。来年度においても相当一般の財源から入れなくちゃいけないというようなことが一応考えられました。今回また保険料の値上げというようなことも考えられておりますがこの点につきましてどうも私ども納得がいかない。保険の運営の面において足りないから一般財源から繰入れ、ばいいんだとあるいは足りないから保険を上げるんだというようなこととさいて満足してるといふことは政治施策としてはいかどつかという事とも

考えられるんであります。そこで私はこの莫
 お尋ねいたしたいのは要するにこういたこと
 は社会制度の上から結構なことでありまして
 一般に普及されて利用されることは結構で
 あります。単に運送上まらずいかう料金を
 上げるんだということではなくてもう少
 国庫の支出という面において考えられないか。
 この莫にフままして先ほど市長会とかい
 いろあって大きな問題にフままして政府に申
 入れておると話がありましてたがなんうか国民
 健康保険の運営の面にフままして国庫の補
 助が余計得られるようなことかできないか。
 過去においてこのことについてどのよう
 折衝されてお、たかそれに対してまして国家

としてどのよう^に考えておるのか。地方財政は増々^ひ、迫する、^一か^一ながら甲斐の財政がまわめて繁であつて剰余金もたぐさんでいておるといふようなこともいわれており、ただひとり地方自治体が財政の窮乏でまやう^一としておる。そこえ持つてきて深慮で市民に多くの負担をかけるといふことが^{地方自治}地方自治としてありおだらうか考えていかなきゃいけないと思ひます。そこ^でこの問題につま^ましてせ^いひとも国家に^対して強かに働かかけて国庫の補助というものをさらに余計獲得すること^が私にも、ともいいのじゃないかと思ひます。がこれにつま^まして過去においてどのよう^にして折衝されておりますか、現在どう

いう状態になつてあるか、この点のとつお知
らせねがいたいと思ひます。

。保険課長(唐)又貞太郎君健康保険の経営が悪い
というご指摘もあつたんでございます。私と
まゝでは一応全刀を注いでやつてゐるつもりで
ございます。

なお国庫の補助金の問題でございますがご
承知の通り補助金は年々上がつておるので
ございまして、實際法文に書いてある通り
療養給付費の二割ということとを政府は叫ん
でおるにもかゝらず、實際は二割を占めていな
いのであります。これは国の予算内におい
て二割交はするのだということにおいて現
問題として二割の八〇%がまていないのが

現情でございませう。われわれとしましても
千円でも多く国庫補助^金をもちううためにわ
れわれ一丸となりまして県の国保連合会
に強力に打出しまして県の連合会は国の中
央会に要望し、国の中央会は市長村長の会
よびいろいろ厚生省に折衝して結果新聞で
もご覧の通りに一応多少は補助金が上がった
のでございませうが十月からというふうになり
ましてまだ詳細は私の方には流れてきてお
りませぬ。その上が、た経過を申しますと
現在事務費は八十五月の割で計算されて
おるのでもございませうがそれを百十五月
にてもううということも要望して結果厚生省
と入蔵省との折衝の結果九十五月に落着い

たのでございませう。療養給付費の二割をもちう
うといふことを始めから要望しておつたので
ございませうが、実際には二割までありませ
ないので、三割とすることを打せしめた
結果、二割の療養給付費補助金に五%の調整
交付金という名のもとに、総計二十五%にな
るのでございませうが、その五%が果してくるの
か、ないのか、ぱりわかりませうが、一応原情
の結果、大体補助金は以上のような結果にな
つておるのでございませう。以上説明を終わります。
議長(石井 翠君) しばらく休憩いたします。

午後五時四十七分休憩

午後五時五十分開議

議長(石井 翠君)休憩前に引続いて会議を閉じます。
議長(石井 翠君)時間が定刻にひ、迫いました。
たんですがこのまゝ、時間を延長して審議を
続行いたらいと思ひます。が、異議ございま
せんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石井 翠君)ご異議なしと認めます。

よって時間は延長することに決定いたしました。
○三田君(山本 昇君)ただいま国民健康保険の肉題につま
まりて担当課長の説明によつていろいろ中々
との折衝その他において努力がされておるとい
うことはわかります。こんごなおそうしてたんに
料金を値上げて事をすすとか一般会計の流
用によつてというような安易な気持でなくでま

るだけそういう線強く打出して困難性がある
ろうと思えますがご努力をおねがいいたします
それにつきましてこの予算をみますと国庫
天出金の面で前年度の予算より八十一万一千
九百円ばかりの増加があります。この増加は
要するに昭和三十一年度の実績からみてこう
したものはただいま担当課長さんの話でいろいろ
折衝した結果いく分か補助金の面が多くなっ
たのか、その裏をいひとつ教えていただきたい
と思えます。

。保健課長(唐沢貞太郎君)療養給付費の増額に詳い
ましてその算出に従っての増額でございます。
なおつけ加えますが改正後のものにつま
ましては十月からでございますのでまた最終的

な文書も流れておりません。算出方法も多
分違うようになると思うのでそれにつま
してはここには見込んでございせん（了承）と
呼ぶ者あり）

○一七番（嶋貫壯作君）豊彦診療所の問題についてお尋
ねいたします。

豊彦診療所運営委員会があつたとき、その
席上で拡張問題が起つたときがあります。
その時にいろいろ問題が出たのであります。
が市長さんはすばらしい構想をもつて、いま
うその構想をおつて予算に紹介するからと
いう約束をなされたことがありますが、豊彦
診療所の施設をみておりますと、これはド
めて九十五万か八万かの機械を買つたとい

ことだけのようには私は考えているのであります。別にすばらしい構想にお目にかゝりたいわけではありませんがもし市長さんが将来すばらしい構想をお持ちだつたらこの機会にご紹介をさせていただきます。それから周國保険の未開の人えもその何を私ゝてあるか、どうか、その裏についてお伺いします。

市長田村利男君すばらしいという様な表現が當っているかどうか知りませんが私の考えといつて一子一ては皆まゝの協議によりまして豊床出張所を廃止するといふことはオニといふにまゝして豊床出張所の大部分を病院診療所の外系にあてまして出張所の廃止がでまなければその一部を出張所にあてるといふことではござ

いましてこんどの三百ミリメートルゲンも豊房
出張所内でなければ現在の診療所内では設
備をする部屋がせますぎますのであるいは
購入した機械は出張一暗室を作つて入れる
予定になっております。従いましてこんど
千前甲の外乗者療 診療 レントゲン そうい
ようなものは豊房出張所を主体としてたもの
三十三年度中に実行に移りたいとまういう考
えで週日県の衛生部長とも相談いたしまして
ところ出張所と診療所との間が五メートル
以上は離れているけれども鎌山の場合入夜者
を現診療所 外乗者療者を現出張所に同時に
併設してよろしいという言葉を得て参りま
した。そういうわけでございますので近く出張

所の建物を病院の方へ使うというので協議をいた
だきまして豊彦診療所の改善に努めたいと
こういうふうな考えである次でございませう。

○保険課長(唐沢貞太郎君)お答え申上げます。

未納の人にも払っているという事は未納の
人にも給付しているというふうな解釈して
よろしいでしょうか。(未納の人の分も同じよ
うに給付しているかどうかと呼ぶ者あり)
未納既納を問わず給付につきましては全般
的に給付しております。

○七番(嶋貫作君)それはわからないからどうなる
のですか、それとも未納であるというところがわ
かっているも給付しているのではありませんか。

○保険課長(唐沢貞太郎君)未納になつておつても

給付する権利についてはとめられないとい
う通牒がございましてのでそれに従いま
して例え未納であっても、わかっている
も療養給付は使わせております。

○一七番(嶋貫杜作君)まあ規則はそうなっている
いうことはわかっているがその給付す
るときに未納者へ一応話をなされて給付して
おりますか。

○保険課長(唐沢貞太郎君)給付のつどくには未納者
に つまましては話をしてございせん。

○一七番(嶋貫杜作君)それでは第納の整理とかうんで
おぼつかない問題になりませんかと考えます
が、どの患者がいくらか払ったかという
こととてえ
わかってないんじゃないですか。例えは私が病

院へ行くそゝて羊類を支払うその羊類を支払ふ、其類をえわからないんどやないのですか。
 保険課長(唐沢貞太郎君)私の方ではわかるのですが
 患者本人につまりましては当然これはわかること
 と、思うんですが忘矢等のような場合がござ
 いますので。

市長(田村利男君)いろいろ議論があるようござ
 います。事、莫未納者が病院の窓口で羊類払
 う、その日は市役所へはわからないと思つてわ
 けでございます。よーんばわか、ても未納
 者だからお前はなぜを引いても医者にか、
 るのはよせというような感じを受けとら
 れやすいのでそのつど、病気にな、其時
 未納者に直接催促するといふことも一応考

えうれますが病気が治ったとかその時は知ら
せる。そういうふうにはやらせてあります。

〇一七番(鳩貫)社作君 それも結構ですが一応話を
てや、左方が親切でもあります左滞納を防止す
る上に役立つと思います。 それから私が左
左に申上げるのであります。 医者の方(患
者)がいくらか支払、左ということを確認する方
法をおとりなさい。 こういっているのに対し
て医者の立場を犯すことができないからとい
う理由でもって避けておいてになりま
すが私は医者の立場を犯さなくて済むの
であります。 それをやらなければ患者とい
うものは私の家にももそうです。 診療券
は便ななか、左けれどもどく 診療券は

まてるんだから半額で済むんだったら、ろうと
 いういうことになるんであります。そうすれ
 ば月と、もし患者がふえ、実数は増加しまし
 い金額はふえるということになりますんでそ
 ういう実さこそまかく気を使つてやつてい
 たらだく
 ことばいいと思ひますが、そうするとあな
 たは手がないとお、ーやるかも知れませ
 んが、そう
 いうことをやるために人なり手なり必
 要なら
 増加しても差支えないと私は考へてお
 りま
 す。が、この実についてのご意見を伺
 います。

保険課長(唐沢貞太郎君)三十三年度よりは全部に
 わ
 たり、この通知ということも現在では不可
 能で
 ございまして、のでできるだけ抽出によ
 りま
 して
 ぞういうことをやりたいというふう
 に考へた
 ん

です。

二七番(鳴貫壮作君)せいや、ていふだきます。私の例
をとりますと私の妻が具合がわるくなつて
半年医者にかゝつておりますがまだ一回も
そういう調査にいかでにならぬといふよう
なわけがそういうところがあるといふやうか
と思ひます。それで医者からくる請求に対
してどん／＼支払つてはなにか／＼国民
保険というものを何／＼してゐるゆゑんにはなる
まいと考へております。そういう手続とな
り方法をおとりになつて／＼かゝるおかげ
えらものはふえるで仕方がありません。けれど
も盡すべき手は盡して保険料をどん／＼上げ
るといふやうなことは私は考へていふだ

ひなければならぬと考へてあります。
 ○三番(望月輝作君)国民健康保険のことについてま
 す。百七十七パーセント協カ組合助成金として十
 四万円計上してあります。協カ組合という
 のはいくつあるか。そしてこの助成金という
 うふうな範囲によつて出ておるか。それ
 とお伺いします。
 なおこういふうな協カ団体の増加をはか
 して努力しているかどうか。これをお伺いしま
 す。次に公益質屋の件でございしますが、年次償
 還されるように考へております。現在の公益
 質屋財源はどの位になつておるか。これをお伺い
 します。

保険課長(唐沢貞太郎君)オ一オ一つまうしてお答え

申し上げます。

現在の国保協力組合の結成状況は所内会
とか婦人会種々加えまして百五十九でござ
います。加入世帯は五千二百十人でございま
す。保険料の助成金でございしますが納期のつ
どまらば年に二回等にわたりまして私の方
からそのつども、て行、ております。なお保
険料の助成金につきましては一戸につき二十
円完成助成金につきましては百分の四でござい
ます。

○厚生課長(神作啓次郎君)お答えいたします。

元金二百万円を保管いたしまして一ヶ月据置き
で一ヶ月間大体昨年は据置きいたしまして
こと一から大体元金が五十九万九千八百九十

月、これに対する利子でありまして十七万六千円算出する予定でございます。

○議長(石井 潔君)他にご質疑ございませぬか。

○一八番(佐久間為次郎君)議事進行について。

ただいま議題となり、てあります議案オ二十号ないし二十二号の予算案に關する審議はなお多数のご質疑もあらうと思ひますが一応この辺で打切、ていただきましてさらに詳細の内容を審査の必要がありましてので予算審査特別委員会を設置されましてこれに一括付託されましてご審議をお願いいたします。なお特別委員会の人數は従来の例によりまして十四名くらいで構成してその選任は先例によりまして議長の一任

としたいと思ひます。お諮りなほございます。

一七番(嶋貫杜作君)ただいま予算審査特別委員
会設置の申出がござります。私が私にこう考え
ます。各委員会がござります。別に自分の意
見を固執するわけではありませぬけれども
この機会において各種の委員会へかけて審
査していただくと提案いたします。

二三番(福岡保徳君)十八番議員の発言の通りに予
算審査特別委員会を設けてやることに賛成
いたします。そして十七番議員の真意を入れ
て送らせ議長にお願いしてやっていただい
てほしいと思ひます。

三番(萩生田七郎君)二十三番議員に同調します。
議長(石井 梁君)十八番議員の提出の動議は賛

成の議員が他におありになりまして成をい
たりました。

○議長(石井 衆君)ただいま十八番議員君のご提出の
動議は議案オ二十号ないし二十二号の質疑はこ
の辺で打切りといたしておちて予算審査特別委
員会を設置しこれに詳細審査をするよう
付議する なお委員の数は十四名とし送任
の方法は議長一任ということでありましたが
この実お諾りいたしました。これにご異議ござ
いせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 衆君)ご異議なしと認めます。

よってその通り決まりました。

○議長(石井 衆君)しばらく休憩いたします。

午後六時十五分休憩
午後六時二十分閉議

議長(石井 翠君)休憩前に引続いて会議を申します。
議長(石井 翠君)予算審査特別委員会の委員を申
上げます。

その前にただいまの動議のご趣旨を尊重いたし
まして過去二年やうない議員が十一名いられ
るなか、う多く出ていたが、ましてその他の
議員をや、た方の中から入、ていたが、ま
なおそれにつままして総務委員会文教委員
会経済委員会建設委員会この各委員の甲か
ら^按配をいたし、まして割振りをいたし、たつ
りでございます。すのでこの莫了承わがいます。

二番議員 高橋文右君 三番議員 伊勢仙之助君
四番議員 小坂光義君 五番議員 後藤ゆき君
八番議員 金本又一君 十三番議員 小沢太助君
一四番議員 中村良五君 一六番議員 田村喜兵衛君
一八番議員 佐久間為次郎君 二〇番議員 山口房右君
二二番議員 小沢恵太郎君 二六番議員 可世木才藏君
三三番議員 田中忠蔵君 三四番議員 飯田義男君
以上十四名 予算審査特別委員会の委員に選
任いたしました。ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石井深君)ご異議なしと認めます。

よって決定されました。

議長(石井深君)重ねてお諮りいたします。

九石いよ決定となりまして、予算審査特別委

員会に議案オ二十号ないー二十一号を一括付託ー
次回、三月二十四日の本会議までに審査さ了ー
その結果の報告を求めらるようになりすすに
ご異議ございませんか。

(異議ナーと呼ぶ者あり)

議長(石井 梨君)ご異議ナーと認めます。
よって決定されました。

議長(石井 梨君)来日の会議はこれよりと散会
といたり次回は三月二十四日午後二時開会と
いたります。

その議事は議案オ二十号ないー二十一号予
算案に係る委員長報告、討論採決とい
たります。

千後文時二十三分敬全

